

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月22日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【電話番号】	03-6205-0265
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 S M B Cファンドラップ・日本グロース株 S M B Cファンドラップ・日本中小型株 S M B Cファンドラップ・米国株 S M B Cファンドラップ・欧州株 S M B Cファンドラップ・新興国株 S M B Cファンドラップ・日本債 S M B Cファンドラップ・米国債 S M B Cファンドラップ・欧州債 S M B Cファンドラップ・新興国債 S M B Cファンドラップ・J - R E I T S M B Cファンドラップ・G - R E I T S M B Cファンドラップ・コモディティ S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・日本グロース株 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・日本中小型株 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・米国株 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・欧州株 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・新興国株 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・日本債 5兆円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・米国債 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・欧州債 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・新興国債 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・J - R E I T 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・G - R E I T 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・コモディティ 2兆5,000億円を上限とします。 S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド 2兆5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月22日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2026年6月22日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報、ファンド情報の更新等を行います。

また、以下に伴う信託約款の変更の反映等を行います。

- ・ S M B Cファンドラップ・シリーズを構成する全てのファンドにおいて、信託金限度額を引き上げ
 - ・ S M B Cファンドラップ・日本グロース株、S M B Cファンドラップ・米国株、S M B Cファンドラップ・新興国債において、投資対象とする指定投資信託証券を削除
 - ・ S M B Cファンドラップ・日本債において、投資対象とする指定投資信託証券を追加
- 上記事由により、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表の記載事項が追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、以下のとおりとします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、以下の限度額を変更することができます。

ファンド名	信託金の限度額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWJ-REIT FWG-REIT FWコモディティ FWヘッジファンド	各ファンド1兆円
FW日本債	2兆円

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

S M B Cファンドラップ・日本グロース株

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・米国株

S M B Cファンドラップ・欧州株

S M B Cファンドラップ・新興国株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・日本債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・米国債

S M B Cファンドラップ・欧州債

S M B Cファンドラップ・新興国債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

S M B C ファンドラップ・J-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

S M B C ファンドラップ・G-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・コモディティ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 (商品)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信	特殊型 (絶対収益追求型)
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 属性区分表 >

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

S M B Cファンドラップ・日本グロース株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券 一般	年4回	北米	
公債	年6回 (隔月)	欧州	
社債	年12回 (毎月)	アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・米国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・欧州株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・新興国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・日本債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	
			ファンド・オブ・ファンズ

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・米国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・欧州債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・新興国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・J-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	
社債	年12回 (毎月)	アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・G-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まず)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B Cファンドラップ・コモディティ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債 券))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	ブル・ベア 型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	絶対収益追 求型
その他資産 (投資信託証券)		中近東 (中東) エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					その他 ()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1) 株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信(リート)...

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

(1) インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産... 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回... 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)... 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)... 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型...

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八) 販売会社

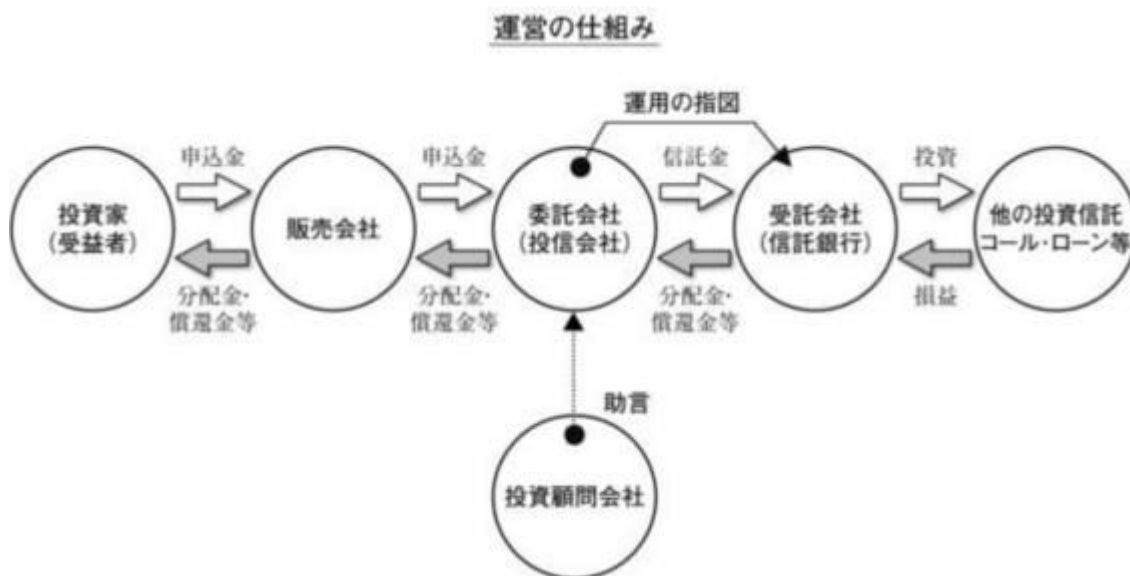
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社

投資対象とする指定投資信託証券の選定、追加または入替えに関する助言等を行います。



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2026年3月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年 7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年 2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年 1月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年 2月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年 1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年 4月 1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年 4月 1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

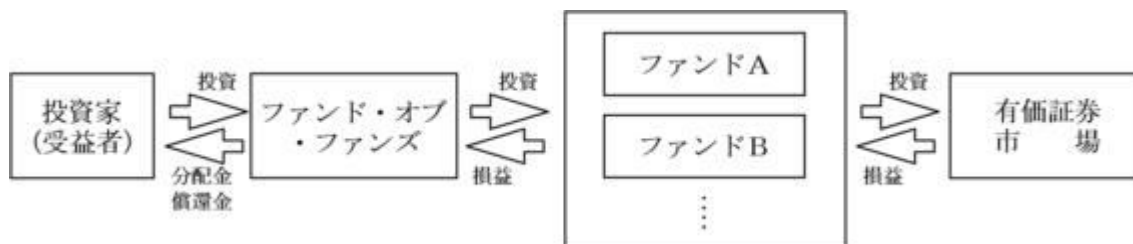
（2026年3月31日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<更新後>

SMB Cファンドラップ・シリーズは、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMB Cファンドラップ専用ファンドです。

各ファンドの運用の基本方針等

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。

ファンド名	投資方針
FW日本バリュー株	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。

F W日本グロース株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W日本中小型株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W日本債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

F W新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F WJ-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 <p>当ファンドは特化型運用を行います。 特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。 当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</p>
F WG-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券(REIT)へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F Wコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F Wヘッジファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券を主要投資対象とします。 ・投資する投資信託証券は、絶対収益[*]の獲得を目指して運用を行うものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

*「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。

各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

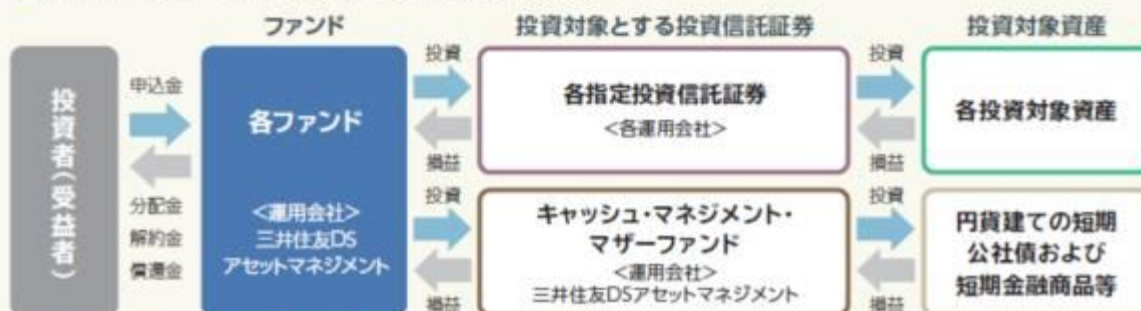
ファンドの特色

「SMBCファンドラップ・シリーズ」は、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。

SMBCファンドラップ・シリーズ	投資対象
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	国内株式
SMBCファンドラップ・日本グロース株	
SMBCファンドラップ・日本中小型株	
SMBCファンドラップ・米国株	外国株式
SMBCファンドラップ・欧州株	
SMBCファンドラップ・新興国株	
SMBCファンドラップ・日本債	国内債券
SMBCファンドラップ・米国債	外国債券
SMBCファンドラップ・欧州債	
SMBCファンドラップ・新興国債	
SMBCファンドラップ・J-REIT	REIT
SMBCファンドラップ・G-REIT	
SMBCファンドラップ・コモディティ	コモディティ
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	ヘッジファンド

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。

※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産
FW日本バリュー株	SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	日本の株式
FW日本グロース株	GIMジャパン/マイスターFII(適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	
	FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス (適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	
FW日本中小型株	アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	
	SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	SBIアセットマネジメント株式会社	
FW米国株	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ 株式ファンド(適格機関投資家専用)	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	米国の株式
	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	
	フランクリン・テンプレトン・米国大型バリュー株 ファンド(適格機関投資家専用)	フランクリン・テンプレトン・ジャパン 株式会社	
FW欧州株	MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド (適格機関投資家専用)	MFSインベストメント・マネジメント 株式会社	欧州の株式
FW新興国株	Amundiファンズ・エマージング・マーケット・ エクイティ・フォーカス(I20 USD クラス)	アムンディ・アセットマネジメント	新興国の株式
FW日本債*	三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	日本の公社債
	SMAM・国内債券クレジット積極型ファンド/FOFs用 (適格機関投資家専用)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	
FW米国債	ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	ブラックロック・ジャパン株式会社	米国通貨建ての公社債
FW欧州債	ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	欧州通貨建ての公社債
FW新興国債	ピムコパミューダトラストII・ピムコエマージング ボンドインカムファンドクラスS	パシフィック・インベストメント・マネジメント・ カンパニー・エルエルシー(PIMCO)	新興国の公社債
FWJ-REIT	SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	日本の不動産投資 信託証券(J-REIT)
FWG-REIT	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	世界各国の不動産投資 信託証券(REIT)
FWコモディティ	パインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	パインブリッジ・インベストメンツ 株式会社	商品指数連動債
FWヘッジファンド	SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	SOMPOアセットマネジメント株式会社	日本の株式等
	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
	SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	

※各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。

※指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社**からの助言を受けます。

*1 2026年6月23日付で投資対象とする投資信託に「SMAM・国内債券クレジット積極型ファンド/FOFs用(適格機関投資家専用)」を追加します。

*2 SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社は、委託会社の親会社である三井住友フィナンシャルグループの子会社(100%出資)であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言にかかる報酬を受領します。

各ファンドの運用の基本方針等

- 指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。

▶ 国内株式

FW日本バリュー株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

FW日本グロース株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

FW日本中小型株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

▶ 外国株式

FW米国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶ 国内債券

FW日本債

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

▶ 外国債券

FW米国債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶ 国内リート

FWJ-REIT

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

▶ 外国リート

FWG-REIT

- 投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券(REIT)へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶ その他資産

FWコモディティ

- 投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶ その他資産

FWヘッジファンド

- 投資信託証券を主要投資対象とします。
- 投資する投資信託証券は、絶対収益*の獲得を目指して運用を行うものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

*「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。

※各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<更新後>

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

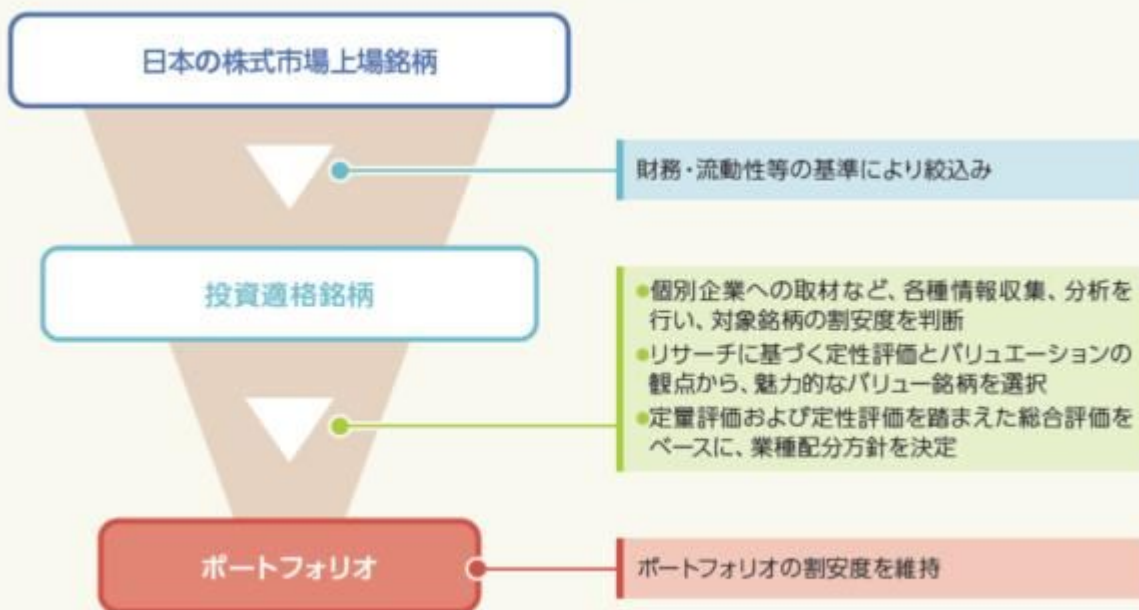
各指定投資信託証券は、各委託会社等の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になることがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加される場合または入替・繰上償還等により除外される場合があります。

以下は、2026年6月23日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶FW日本バリュー株

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●国内株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。 ●TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して 2,000億円未満の部分 年0.495%(税抜き0.45%) 2,000億円以上の部分 年0.462%(税抜き0.42%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶FW日本グロース株

指定投資信託証券	GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●GIMジャパンマイスター・マザーファンド（適格機関投資家専用）への投資を通じて、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。 ●日本の株式（全上場銘柄）の中から、時価総額にこだわらず、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に選定して投資します。 ●TOPIX（配当込み）をベンチマークとしています。 ●資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えない場合があります。
信託報酬等	<p>純資産総額に対して</p> <p>300億円以下の部分 年0.528%（税抜き0.48%）</p> <p>300億円超500億円以下の部分 年0.473%（税抜き0.43%）</p> <p>500億円超1,000億円以下の部分 年0.418%（税抜き0.38%）</p> <p>1,000億円超の部分 年0.363%（税抜き0.33%）</p> <p>※上記のほか、その他の費用がかかります。</p>
信託財産留保額	ありません。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

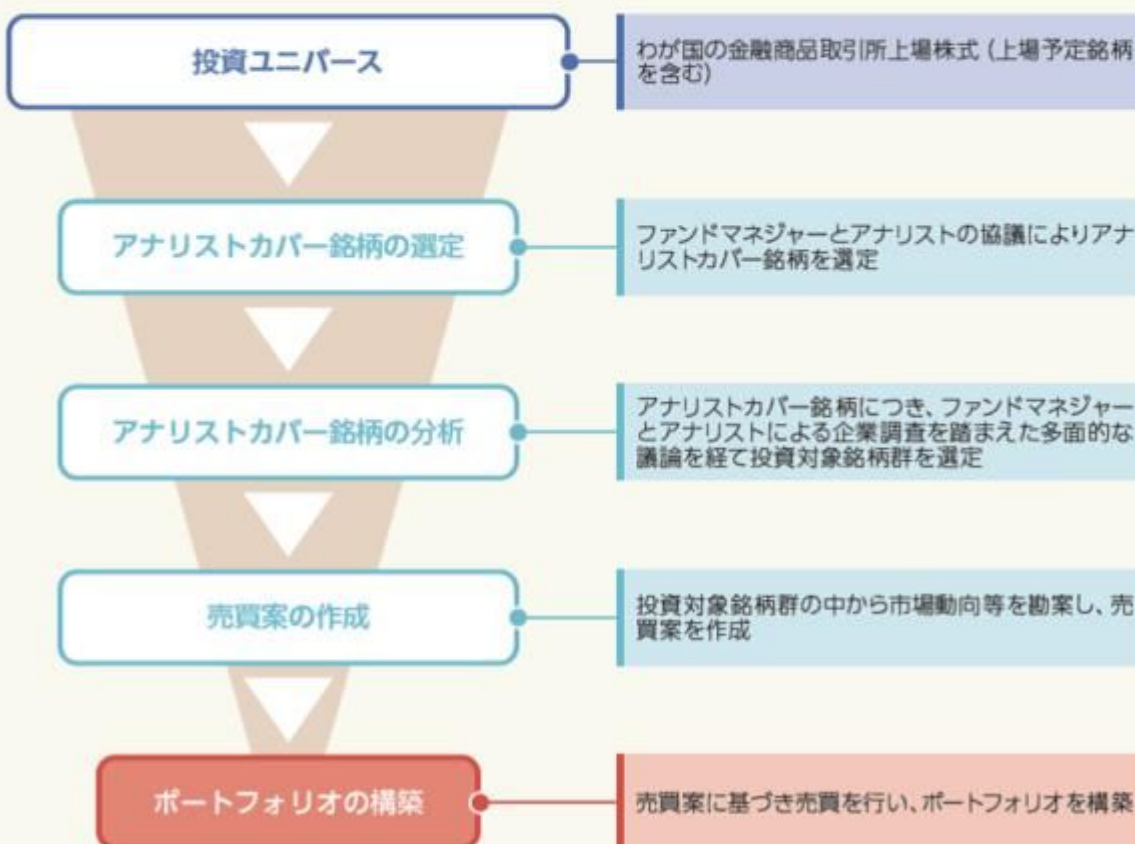


※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資します。 ● 個別企業分析に市場動向分析を積極的に付加し、投資銘柄を厳選することにより、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）（配当込み）に対する超過リターンを目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%（税抜き0.48%） ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕



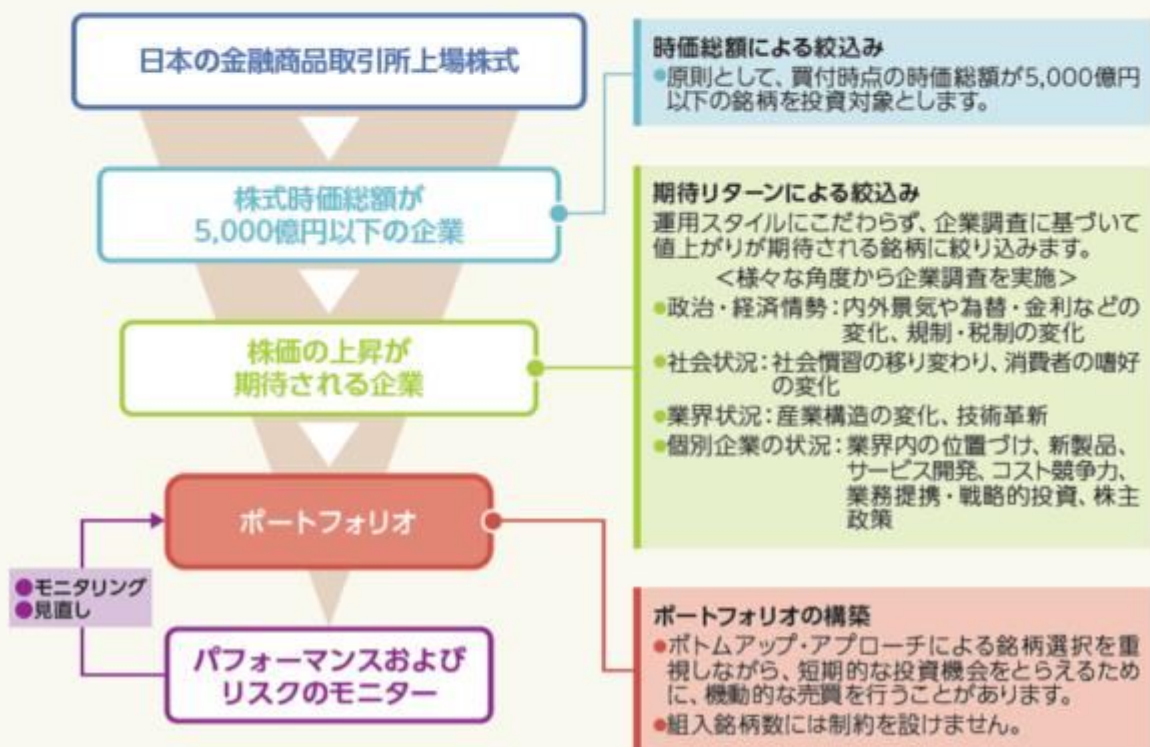
※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW日本中小型株

指定投資信託証券	アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.649%(税抜き0.59%) ※上記のほか、運用報告書等の作成・交付にかかる費用、計理等の業務にかかる費用等として純資産総額に対して年0.1%(税込み)を上限とする額およびその他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ● マザーファンドの運用に関しては、UBPインベストメンツ株式会社より投資助言を受けます。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
投資助言会社	UBPインベストメンツ株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔助言銘柄選定プロセス〕

■投資助言会社であるUBPインベストメンツ株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SBIアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

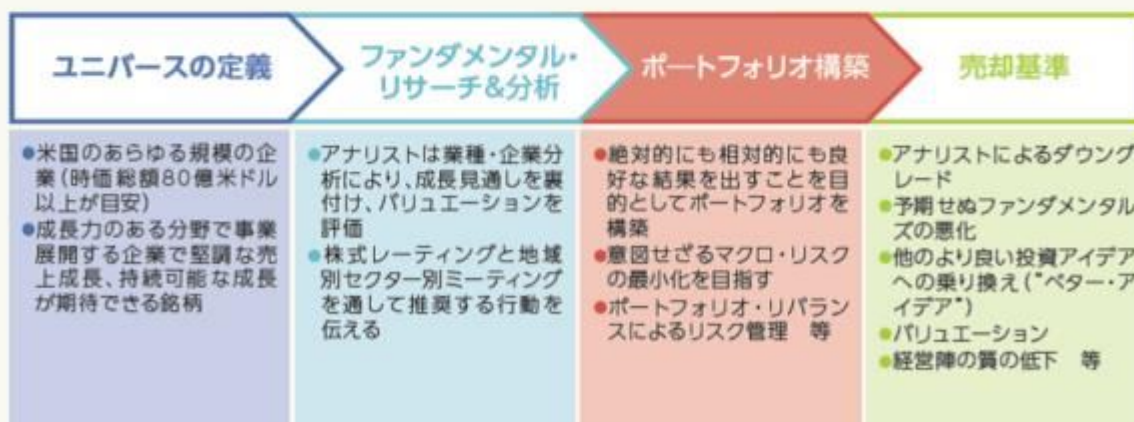
▶FW米国株

指定投資信託証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。 ●マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。 ●実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.638%(税抜き0.58%) ※上記のほか、計理業務等にかかる費用、監査費用等として純資産総額に対して年0.11%(税抜き0.10%)を上限とする額およびその他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

(注)2025年12月末現在

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクその他4社が行います。



※上記の運用プロセスは2025年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

(出所)ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式に投資をすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ●ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インクにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%(税抜き0.48%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インク
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インクが行います。



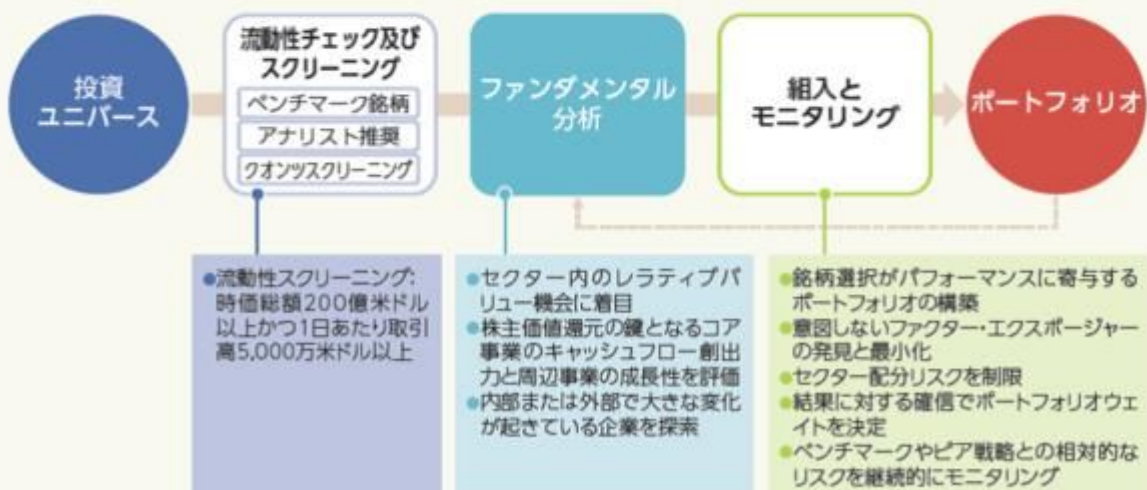
※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アムンディ・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している大型株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。 ●投資にあたっては、多面的なバリュー投資アプローチを採用し、ファンダメンタル分析と定置分析ツールを組み合わせることで、複数のアルファの源泉を追求します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、米ドル建て以外の実質組入資産については、当該資産が実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行うことを基本とします。 ●マザーファンドの運用の指図に関する権限をザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーに委託します。
信託報酬等	<p>純資産総額に対して</p> <p>1,000億円未満の部分 年0.528%(税抜き0.48%)</p> <p>1,000億円以上1,500億円未満の部分 年0.506%(税抜き0.46%)</p> <p>1,500億円以上の部分 年0.473%(税抜き0.43%)</p> <p>※上記のほか、その他の費用がかかります。</p>
信託財産留保額	ありません。
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーが行います。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

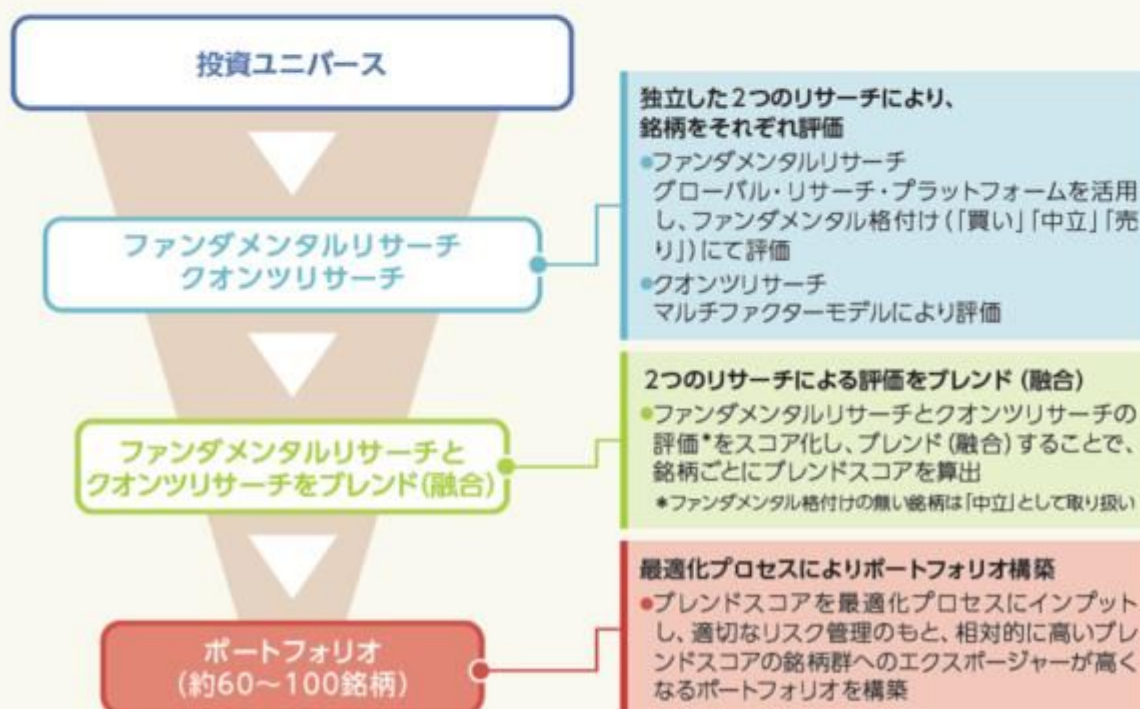
(出所)フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW欧州株

指定投資信託証券	MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●MFSブレンド・リサーチ欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンドでは、ファンダメンタルとクオンツ両面からの分析を融合し、クオリティが高くかつ割安な銘柄を厳選し、リスクを抑制しながら安定したリターンを獲得を目指します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行いません。 ●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが行います。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)MFSインベストメント・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW新興国株

指定投資信託証券	Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス(120 USD クラス)
形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標とした運用を行います。
運用管理費用等	純資産総額に対して年0.50% ※ルクセンブルク年次税(年0.01%)が含まれています。また、上記のほか、保管費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
信託財産留保額	ありません。
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ
投資顧問会社	アムンディ・アセットマネジメント
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

- 当ファンドの運用プロセスは、主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤としています。
- 当ファンドの組入対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の上場企業が中心となります。
- 収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにおける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプローチに組み込まれています。
- アムンディ独自のESGスコアにつき、ポートフォリオのスコアがベンチマーク(MSCIエマージング・マーケット・インデックス)のスコアより高くなるよう運用します。



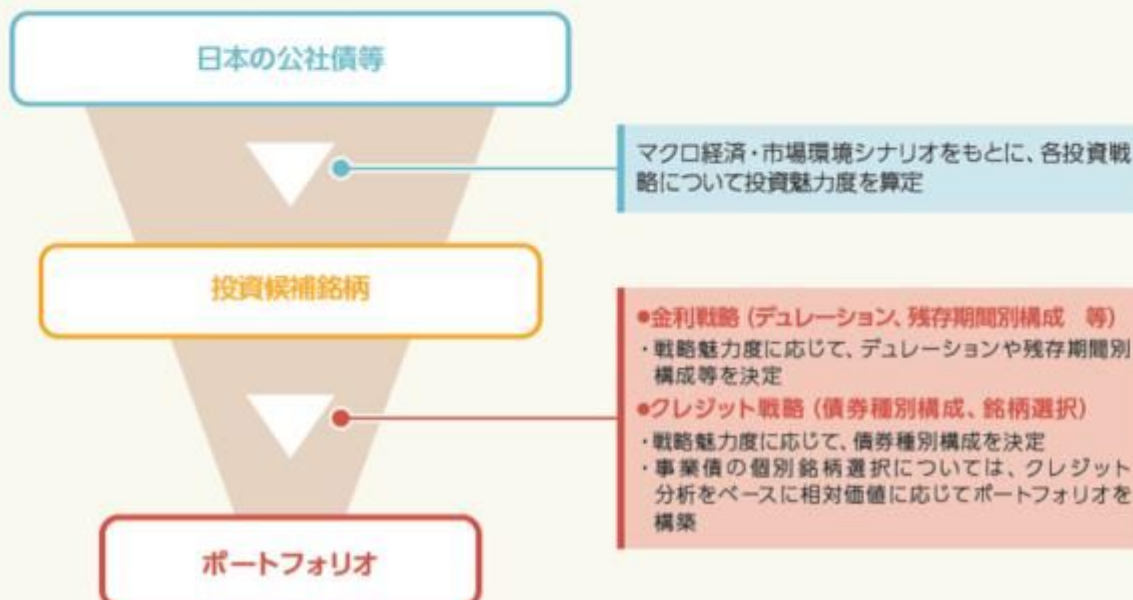
※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アムンディの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW日本債

指定投資信託証券	三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●主として国内債券マザーファンド(B号)受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●中長期的にNOMURA-BPI(総合)(ベンチマーク)を上回る投資成果を目指して運用を行います。 ●運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.1815%(税抜き0.165%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

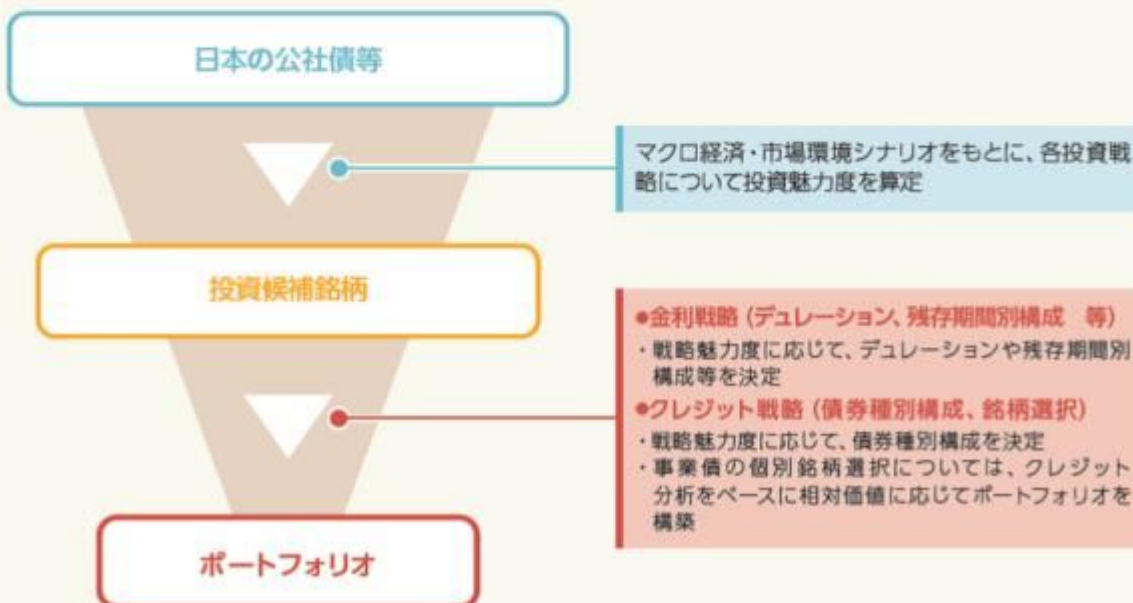
〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

指定投資信託証券	SMAM・国内債券クレジット積極型ファンド/FOFs用(適格機関投資家専用)	
形態	国内籍投資信託	
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●主として国内債券(クレジット積極型)・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債に投資し、中長期的にNOMURA-BPI(総合)を上回る投資成果を目指して運用を行います。 ●債券種別構成ならびに個別銘柄選択によるクレジット戦略と、金利の見通しに基づくデュレーション/イールドカーブ戦略を併用することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。なお、運用の効率化を図るため、クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」といいます。)を利用する場合があります。 <p>※CDSの売建て額と買建て額の合計金額は信託財産の純資産総額に対して30%以内とします。なお、CDSの売建て額および買建て額とはCDSの想定元本の絶対値に評価損益を加えた金額を指します。</p>	
信託報酬等	毎月最終営業日の新発10年国債利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、翌月の第1営業日から翌々月の第1営業日の前日までの信託報酬率が決定されます。	
	新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率
	1%未満	年0.209%(税抜き0.19%)
	1%以上	年0.264%(税抜き0.24%)
信託財産留保額	一部解約時に0.03%	
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

〔運用プロセス〕



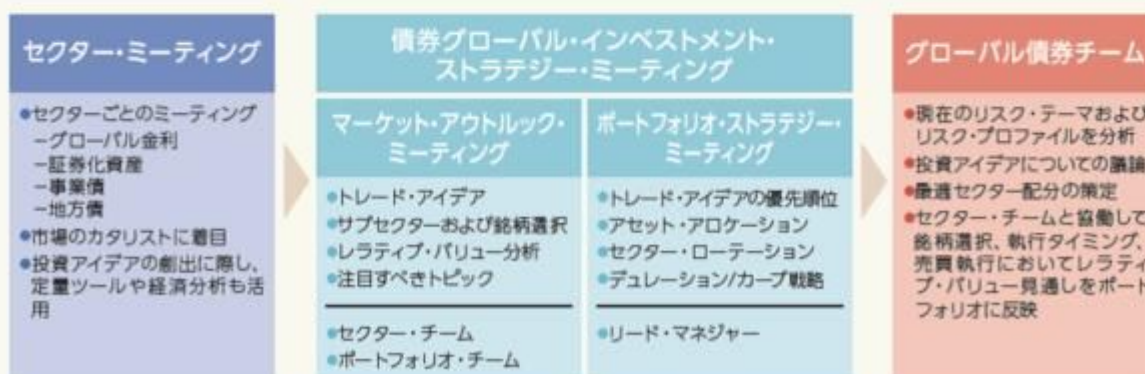
※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶FW米国債

指定投資信託証券	ブラックロック/FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債(国債、政府機関債、社債、MBS、CMBS、ABS等)に投資します。 ●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ●ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが行います。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

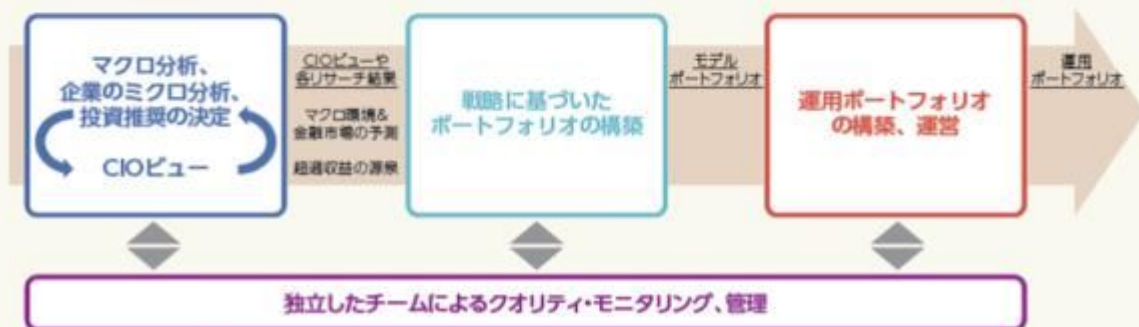
(出所)ブラックロック・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW欧州債

指定投資信託証券	ドイツェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●ドイツェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州通貨建て発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ●マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbHに委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.418%(税抜き0.38%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	DWSインターナショナルGmbH
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、DWSインターナショナルGmbHが行います。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

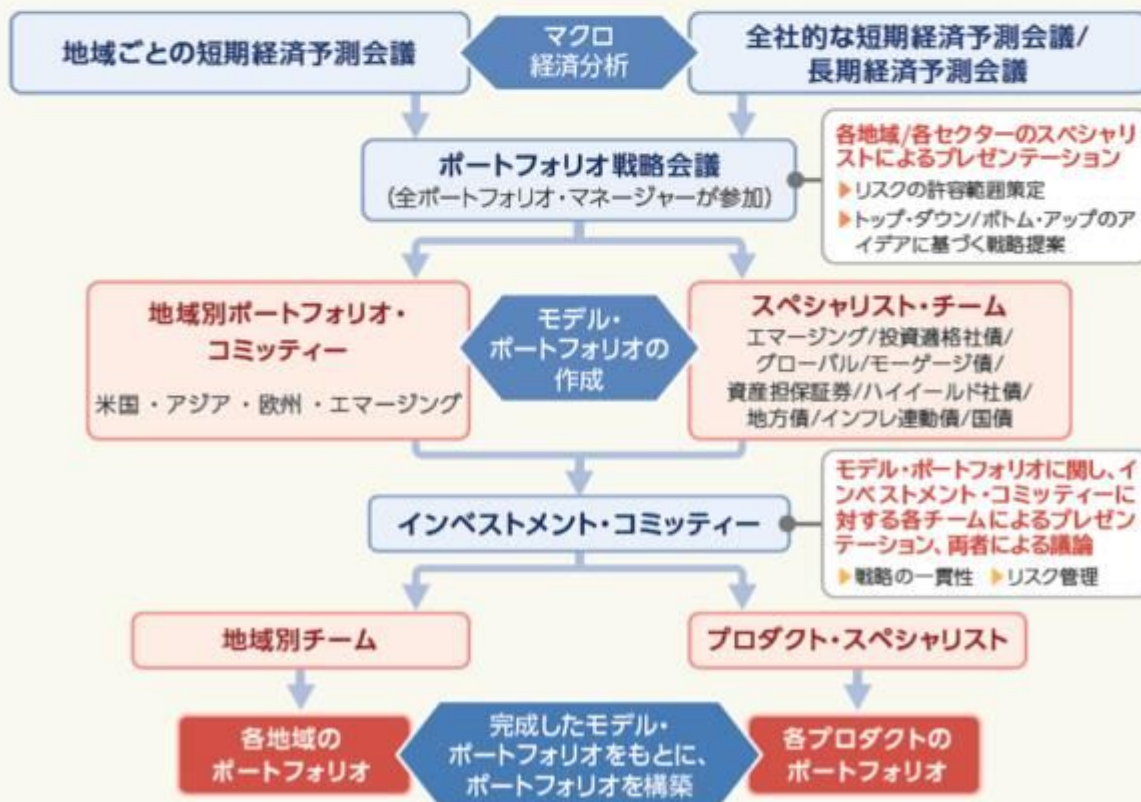
(出所)ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW新興国債

指定投資信託証券	ピムコ バミューダトラスト II - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS
形態	バミューダ籍契約型投資信託(円建て)
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象として、分散投資を行います。 ●JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。 ●原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
運用管理費用等	運用管理費用 年0.55%程度 ※上記のほか、ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。また、これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

■投資対象とする外国投資信託の運用は、エマージング債券運用チームが担当します。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ピムコジャパンリミテッドの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

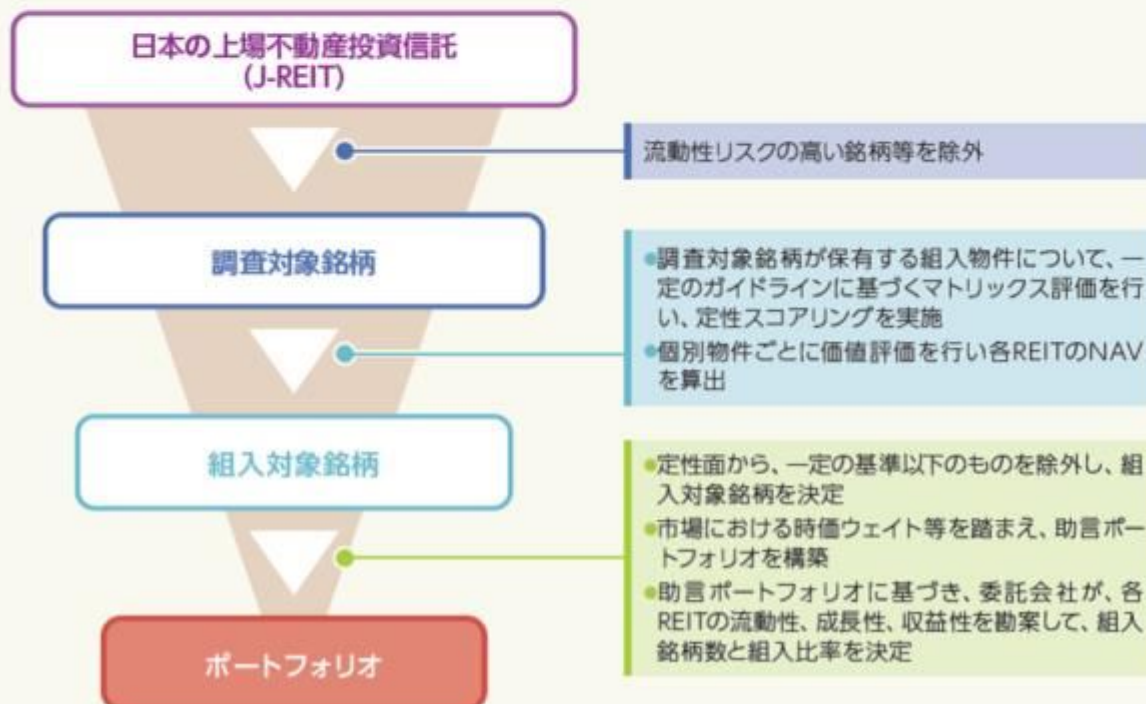
▶FWJ-REIT

当ファンドは特化型運用を行います。

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券を投資対象とします。 ● 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ● マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資助言会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用戦略・運用プロセス〕

- マザーファンドの運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメントより投資助言を受けます。同社は、三井住友信託銀行の不動産事業が有する各REITの保有個別物件の調査・分析情報、三井住友トラスト基礎研究所が有するREIT運用会社の調査・分析情報など、グループ内の不動産関連情報を最大限に活用します。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

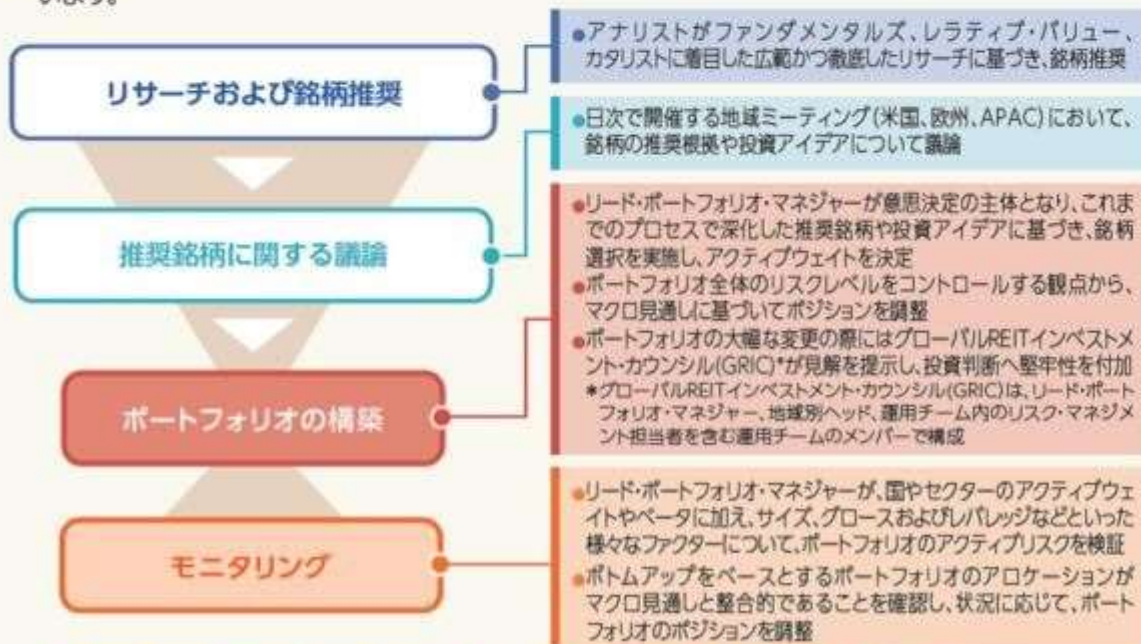
(出所)三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FWG-REIT

指定投資信託証券	大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF（適格機関投資家限定）	
形 態	国内籍投資信託	
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ● 運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 ● マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 	
信託報酬等	純資産総額に対して 150億円までの部分 年0.66%（税抜き0.60%） 150億円超500億円までの部分 年0.605%（税抜き0.55%） 500億円超の部分 年0.55%（税抜き0.50%） ※上記のほか、その他の費用がかかります。	
信託財産留保額	ありません。	
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
投資顧問会社	プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

〔運用プロセス〕

■ マザーファンドの実質的な運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーが行います。



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

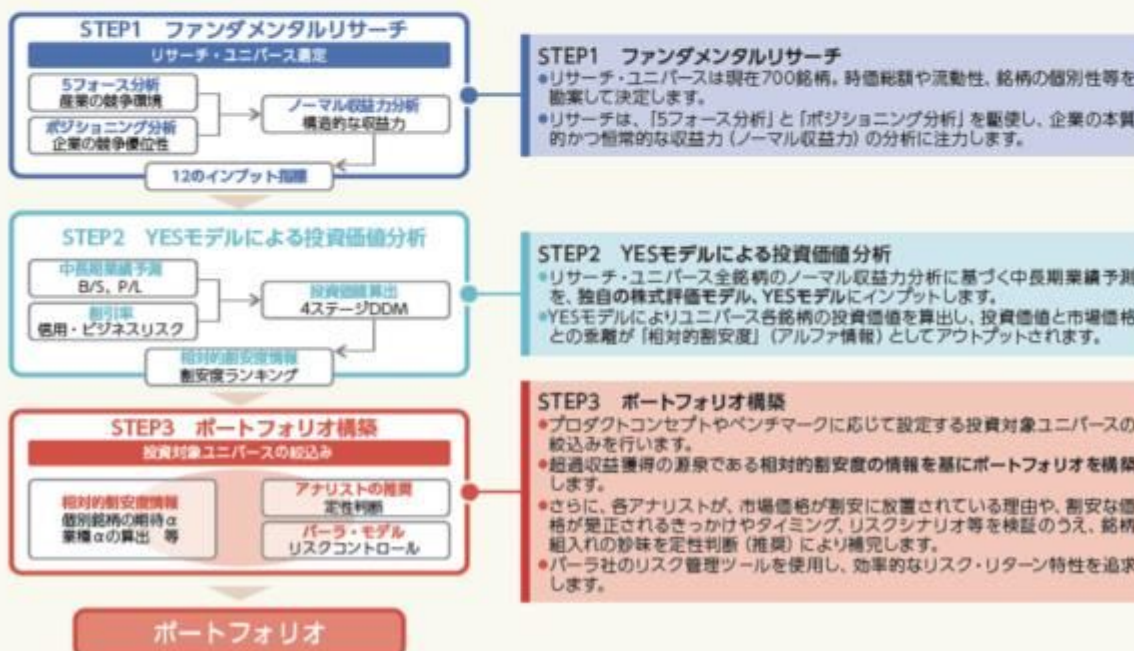
▶FWコモディティ

指定投資信託証券	パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index SM (以下「ブルームバーグ商品指数」) の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市場に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。
インデックスについて	Bloomberg Commodity Index SM (ブルームバーグ商品指数)は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。 ※ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)および「ブルームバーグ(Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index SM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

▶FWヘッジファンド

指定投資信託証券	SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンドの株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超過収益の獲得を狙う運用に、同程度程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.407%(税抜き0.37%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 現物株式の運用プロセス 〕

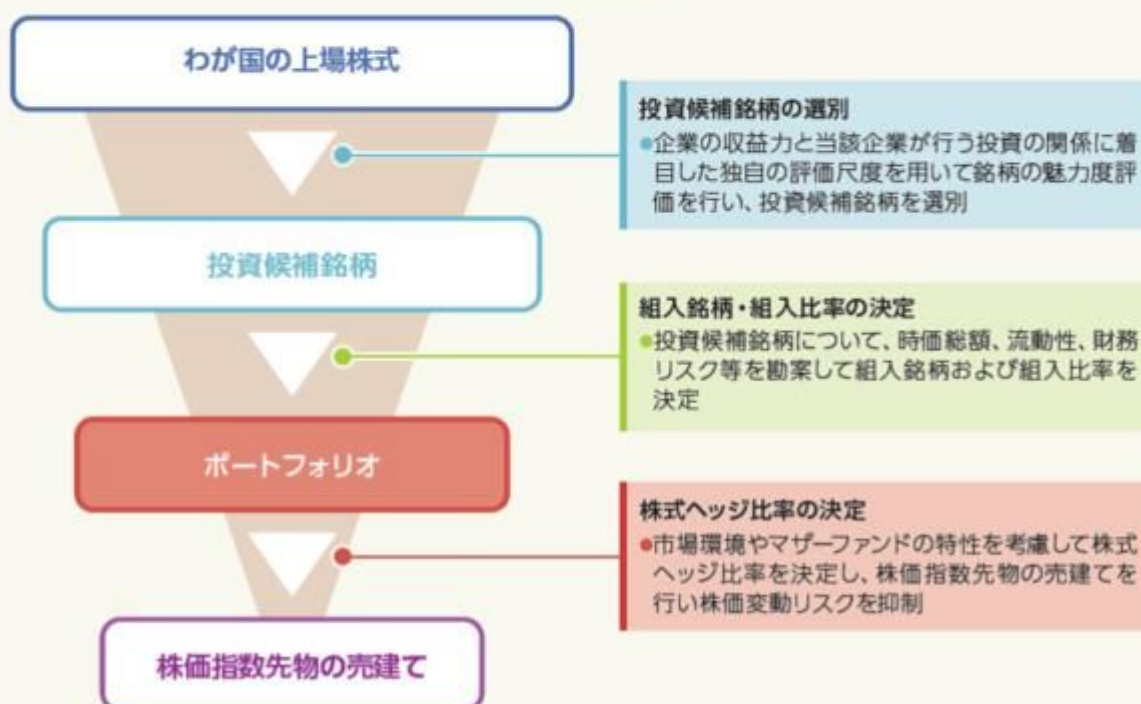


※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SOMPOアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	野村日本株IPストラテジー マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資を行うとともに、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引を活用し信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.4235%（税抜き0.385%） ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に1万口につき基準価額の0.15%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

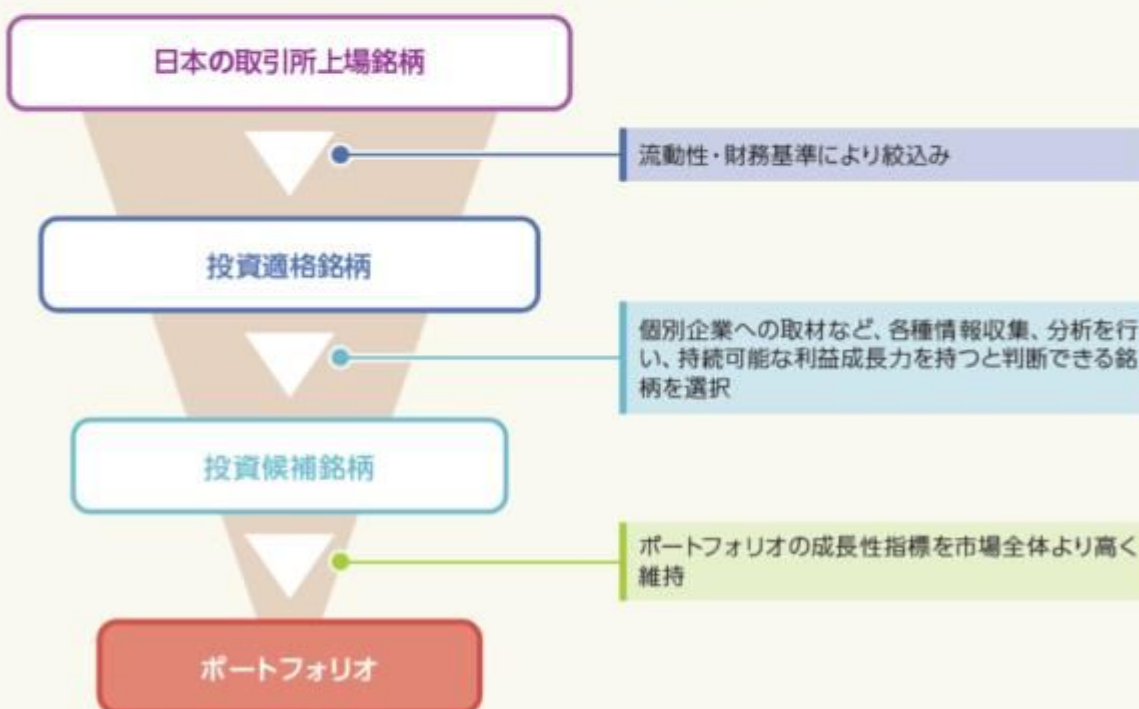


※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) 野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●日本グロース株MNマザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 ●銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[現物株式の運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

運用の基本方針	本邦貸建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
信託報酬等	ありません。ただし、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

各指定投資信託証券の運用会社等の会社概要について

▶ ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)



野村アセットマネジメント株式会社

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

▶ GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)



JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。
- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、日本市場の成長性に着目し、1985年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく1990年には投資信託業務に参入するなど、日本においても40年以上の歴史を培ってまいりました。

*J.P.モルガン・アセット・マネジメント

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

▶ FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス(適格機関投資家専用)



三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、2018年10月に三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を統合しました。
- 経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、投資家の長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。

▶ アモーヴァ／FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

- アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF(上場投資信託)を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。
- グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

▶ SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



SBIアセットマネジメント
株式会社

- SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。フィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

▶ ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)



ティールー・ロウ・プライス・
グループ

- ティールー・ロウ・プライス・グループは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。
- ティールー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、ティールー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

▶ アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

▶ Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス



アムンディ

- 欧州を代表する資産運用会社であるアムンディは、34カ国を超える国と地域で、2億を超える個人投資家、機関投資家および事業法人のお客さまに、伝統的資産や実物資産のアクティブおよびパッシブ運用による幅広い種類の資産運用ソリューションを提供しています。
- 世界6つの運用拠点、財務・非財務のリサーチ能力および責任投資への長年の取り組みにより、アムンディは資産運用業界の中心的存在です。
- グレディ・アグリコル・グループ傘下で、ユーロネクスト・パリ市場に上場するアムンディは、現在、約440兆円*の資産を運用しています。

*2025年12月末現在

▶ アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

[投資顧問会社]

ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク

- ビクトリー・キャピタルは米国に本社を構え、機関投資家、アセットマネージャー、退職者向けプラットフォーム、個人投資家に特化した投資戦略を提供しています。
- ビクトリー・キャピタルは、9つの自律的な投資フランチャイズとソリューションビジネスを展開し、ミューチュアルファンド、ETF、SMA、オルタナティブ投資など、幅広い投資商品とサービスを提供しています。

▶ フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)



フランクリン・
テンプルトン

- フランクリン・テンプルトンは、グローバルにビジネスを展開する独立系の資産運用会社グループです。世界各国の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。
- 日本法人であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、1998年の設立以来、日本の投資家の資産運用ニーズに応じた運用商品やサービスを提供しております。
- 今後もフランクリン・テンプルトンが75年以上にわたってグローバルな資産運用業務の中で培ったノウハウを活用し、日本の投資家中長期的な資産形成に貢献することを目指すとともに、投資家との長期的な信頼関係を築いてまいります。

[投資顧問会社]

ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー

- ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社であるパトナム・インベストメンツのグループ会社です。
- パトナム・インベストメンツは、米国ボストンに拠点を構えるアクティブ株式運用に特化した資産運用会社であり、1937年創立以来85年以上にわたり、世界中の投資家の皆様に質の高いサービスを提供してきました。
- 経験豊富な運用チームが、多種多様な投資戦略に基づく運用を行っています。

▶ MFS / FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)



MFSインベストメント・
マネジメント株式会社

- MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーの日本法人で、主に年金等の資産を運用しています。

[投資顧問会社]

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
(以下「MFS」)

- 投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、1924年に米国最初の投資信託を設定した、長い歴史を持つ運用会社です。

▶ ブラックロック / FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)



ブラックロック

- ブラックロックは、世界最大級の独立系資産運用グループであり、ブラックロック・ジャパンはその日本法人です。グループの持ち株会社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場されています。当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っています。

▶ **ドイツェ／FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)**

**ドイツェ・アセット・
マネジメント株式会社**

- ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社は、DWSグループの日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウおよび実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスをご提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確にお応えすることを目指します。

[投資顧問会社]

DWSインターナショナルGmbH

- DWSインターナショナルGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

▶ **ピムコ バミューダ トラスト II - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS**

**パシフィック・
インベストメント・
マネジメント・カンパニー・
エルエルシー (PIMCO)**

- PIMCOは、債券専門の運用会社として1971年に設立され、市場の変化に合わせて様々な債券投資戦略を創り出し、世界中の中央銀行、政府系ファンド、年金基金、事業会社、財団、基金、個人のお客様に提供してまいりました。
- 運用規模と専門性の高いリソースを活かし、商品の多様なプラットフォームを構築しています。

▶ **パインブリッジ／FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)**

**パインブリッジ・
インベストメンツ株式会社**

- パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- PineBridge Investmentsについて
確信度の高い銘柄選択によるアクティブ運用を強みとするグローバル資産運用会社です。様々な分野・市場・地域に精通した専門家が協力し、最良の投資アイデアを共有することのできるオープンな企業文化を有しています。
2025年12月、メットライフの機関投資家向け資産運用部門であるメットライフ・インベストメント・マネジメントと経営統合いたしました。2025年12月31日時点における合計運用資産額は7,417億米ドルとなっており、公募債、私募債、不動産、株式、マルチアセットソリューション、保険会社向けソリューションなど、幅広い分野で世界中の顧客にサービスを提供しています。

▶ SOMPO／FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)



SOMPO
アセットマネジメント
株式会社

- SOMPOアセットマネジメント株式会社は、1986年に設立された資産運用会社です。
- SOMPOホールディングス(100%)を株主としたグループの資産運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さまにベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャーとして、常に運用成績の向上に取り組んでおります。

▶ SMDAM／FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)

▶ 三井住友／FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)

▶ SMAM・国内債券クレジット積極型ファンド/FOFs用(適格機関投資家専用)

▶ SMDAM／FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)

▶ 大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)

▶ SMDAM／FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)



三井住友DS
アセットマネジメント
株式会社

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
- 国内外の年金や金融機関などの機関投資家から個人投資家に至るまで、多様なお客さまニーズに対して、業界トップレベルの運用調査体制とグローバルなネットワークを活用した質の高い資産運用サービスを提供いたします。

▶ 大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)

[投資顧問会社]

プリンシパル・リアルエステート・
インベスターズ・エルエルシー

- プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- プリンシパル・ファイナンシャル・グループは60年以上*にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

*経験年数にはプリンシパル・ライフ・インシュランス・カンパニーにて不動産運用を開始した時点から現在までの期間を含みます。

(5) 【投資制限】

<更新後>

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

<FW日本バリュー株、FW日本グロース株、FW日本中小型株、FW日本債>

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行い

ません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ハ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ニ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替をすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< F W米国株、 F W欧州株、 F W新興国株、 F W米国債、 F W欧州債、 F W新興国債、 F WG-REIT、 F

Wコモディティ、F Wヘッジファンド>

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ハ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ニ．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ホ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ヘ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト．受託会社による資金の立替

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< F WJ-REIT >

イ．主な投資制限

- (イ) 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) (イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ) 同一銘柄の投資信託証券（わが国の不動産投資信託証券（わが国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。）を除きます。本項において同じ。）への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じです。

- (ロ) 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下です。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価額変動 リスク	流動性 リスク	株式投資 のリスク	債券投資 のリスク	外国証券 投資の リスク	不動産 投資信託 (REIT) 固有の リスク	商品市況 の価額 変動に 伴うリスク	マーケット ・ニュー ラル戦 略固有 のリスク	デリバ ティブ取 引の リスク	その他の リスク
FW日本バリュー株	●	●	●							●
FW日本グロース株	●	●	●		※					●
FW日本中小型株	●	●	●		※					●
FW米国株	●	●	●		●					●
FW欧州株	●	●	●		●					●
FW新興国株	●	●	●		●					●
FW日本債	●	●		●						●
FW米国債	●	●		●	●					●
FW欧州債	●	●		●	●					●
FW新興国債	●	●		●	●					●
FWJ-REIT	●	●				●				●
FWG-REIT	●	●			●	●				●
FWコモディティ	●	●			●		●			●
FWヘッジファンド	●	●	●		●			●	●	●

※FW日本グロース株およびFW日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1) 価格変動リスク

S M B C ファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、REIT、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

S M B C ファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株式投資のリスク

< 株価変動に伴うリスク >

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

< 信用リスク >

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)債券投資のリスク

<金利変動に伴うリスク>

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<信用リスク>

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

S M B Cファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<新興国への投資のリスク>

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)不動産投資信託(R E I T)固有のリスク

< 価格変動リスク >

不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。

- ・保有不動産等の評価額の変動
- ・組入資産（不動産）の入替え等による変動
- ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減
- ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化
- ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損

上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

< 分配金の変動 >

不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があり、この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えると、分配金に影響を及ぼします。

< 信用リスク、その他 >

不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。

(7) 商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

SMB Cファンドラップ・シリーズで実質的にコモディティへ投資を行うファンドは、商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(8) マーケット・ニュートラル戦略固有のリスク

マーケット・ニュートラル戦略とは、株式市場等の全体の動きに依存して変動する要素（マーケット・リスク）を、当該市場を対象とした株価指数先物を売建てることなどにより、株式等のポートフォリオから可能な限り排除することを目指した戦略です。したがって、組入れている現物株式の株価が上昇しても、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、現物株式と株価指数先物との連動率が低い場合などは、ヘッジの効果が十分に上がらない可能性もあります。

(9) デリバティブ取引のリスク

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的や効率的な運用に資する目的等で、先物取引やオプション取引などのデリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブ取引は、以下のような様々なリスクを伴います。このようなリスクを被った場合、ファンドの基準価額が大きく下落するおそれがあります。

< 信用リスク >

デリバティブ取引の相手方（カウンターパーティ）が、倒産などによって、当初契約したとおりの取引を実行できなくなった場合、損失を被る可能性があります。

< 価格変動リスク >

証拠金を積んだ取引に伴い、レバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりも、デリバティブの価格変動の方が大きくなる可能性があります。

< 流動性リスク >

デリバティブ取引を決済する際に、流動性が欠けると、本来の理論価格よりも不利な価格でしか反対売買ができなかったり、反対売買自体ができない可能性があります。

< システミック・リスク >

市場の一部で決済不履行などが起こった際に、それが連鎖的に市場参加者あるいは他の市場に波及する場合があります。

< 決済リスク >

海外市場を通じた取引の場合、海外のカウンターパーティとの間で、時差の問題等で資金決済が滞る可能性があります。

(10) その他のリスク

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

< その他の留意点 >

1 特化型運用に関する留意点

F W J-REITは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3 繰上償還について

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合等には、繰上償還されることがあります。

4 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

5 クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

6 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

□ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



■FW日本バリュー株



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■FW日本グロース株



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年4月～2026年3月

分配金再投資基準価額：
2021年4月～2026年3月

FW日本中小型株



2021/4 2022/4 2023/4 2024/4 2025/4 2026/3

FW米国株



2021/4 2022/4 2023/4 2024/4 2025/4 2026/3

FW欧州株



2021/4 2022/4 2023/4 2024/4 2025/4 2026/3

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年4月～2026年3月

他の資産クラス：
2021年4月～2026年3月



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

平均値 11.9% 17.4% 23.3% 15.1% -2.6% 5.4% 9.5%



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

平均値 21.4% 17.4% 23.3% 15.1% -2.6% 5.4% 9.5%



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

平均値 17.8% 17.4% 23.3% 15.1% -2.6% 5.4% 9.5%

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものととは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年4月～2026年3月

分配金再投資基準価額：
2021年4月～2026年3月

FW新興国株



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年4月～2026年3月

他の資産クラス：
2021年4月～2026年3月



FW日本債



FW米国債



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年4月～2026年3月

分配金再投資基準価額：
2021年4月～2026年3月

FW欧州債



FW新興国債



FWJ-REIT



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年4月～2026年3月

他の資産クラス：
2021年4月～2026年3月



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年4月～2026年3月

分配金再投資基準価額：
2021年4月～2026年3月

FWG-REIT



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年4月～2026年3月

他の資産クラス：
2021年4月～2026年3月



FWコモディティ



FWヘッジファンド



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX(TOPIX(東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

FW日本債の信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。）に応じた率とし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。

<信託報酬率およびその配分、実質的な負担>

実質的な負担は、2026年6月23日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）に基づき記載しています。指定投資信託証券、もしくはその運用管理費用（信託報酬）が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

ファンド名	信託報酬率	配分(税抜き)			投資対象とする投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
FW日本バリュー株	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.495% 程度	<u>最大 年0.726%</u> (税抜き0.66%) 程度
FW日本グロース株	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.528% 程度	<u>最大 年0.759%</u> (税抜き0.69%) 程度
FW日本中小型株	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.649% 程度	<u>最大 年0.88%</u> (税抜き0.8%) 程度
FW米国株	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.638% 程度	<u>最大 年0.869%</u> (税抜き0.79%) 程度
FW欧州株	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.385% 程度	<u>年0.616%</u> (税抜き0.56%) 程度
FW新興国株	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.50% 程度	<u>年0.731%</u> (税抜き0.71%) 程度

ファンド名	信託報酬率	配分(税抜き)			投資対象とする投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
FW日本債	新発10年国債利回りが1%未満					
	年0.154% (税抜き0.14%)	年0.08%	年0.03%	年0.03%	年0.1815% 程度	年0.3355% (税抜き0.305%) 程度
FW日本債	新発10年国債利回りが1%以上					
	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.264% 程度*	年0.495% (税抜き0.45%) 程度*
FW米国債	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.319% 程度	年0.55% (税抜き0.5%) 程度
FW欧州債	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.418% 程度	年0.649% (税抜き0.59%) 程度
FW新興国債	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.55% 程度	年0.781% (税抜き0.76%) 程度
FWJ-REIT	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.319% 程度	年0.55% (税抜き0.5%) 程度
FWG-REIT	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.66% 程度	最大 年0.891% (税抜き0.81%) 程度
FW コモディティ	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.363% 程度	年0.594% (税抜き0.54%) 程度
FWヘッジ ファンド	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.4235% 程度	最大 年0.6545% (税抜き0.595%) 程度

* 投資対象とする投資信託のうち、運用管理費用が最小のものおよび最大のものがそれぞれ100%組み入れられる場合を仮定して算出した試算値であり、実際の組入状況等により変動します。

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。

また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等の詳細については、前掲の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

運用管理費用(信託報酬)の概要

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：三井住友D Sアセットマネジメント		+
	ファンド名		
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年0.231%	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年0.231%	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年0.231%	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年0.231%	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年0.154% ～ 年0.231%	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年0.231%	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年0.231%	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年0.231%	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年0.231%	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年0.231%	+

投資対象とする指定投資信託証券			= 実質的な負担
ファンド名*	委託会社（運用会社） （実質的な運用主体）		
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F	三井住友D Sアセットマネジメント	最大 年0.495%程度	最大 年0.726% (税抜き0.66%)程度
GIMジャパンマイスターFⅡ	JPMorgan・アセット・マネジメント	最大 年0.528%程度	最大 年0.759% (税抜き0.69%)程度
FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス	三井住友トラスト・アセットマネジメント	年0.528%程度	=
アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F	アモーヴァ・アセットマネジメント	年0.649%程度	最大 年0.88% (税抜き0.8%)程度
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年0.594%程度	
ディー・ロウ・プライス/FOFs用米国ブルーチップ株式ファンド	ディー・ロウ・プライス・ジャパン	年0.638%程度	
アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	アムンディ・ジャパン	年0.528%程度	最大 年0.869% (税抜き0.79%)程度
フランクリン・テンブルトン・米国大型バリュー株ファンド	フランクリン・テンブルトン・ジャパン	最大 年0.528%程度	=
MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド	MFSインベストメント・マネジメント	年0.385%程度	年0.616% (税抜き0.56%)程度
Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス	アムンディ・アセットマネジメント	年0.50%程度	年0.731% (税抜き0.71%)程度
三井住友/FOFs用日本債F	三井住友D Sアセットマネジメント	年0.1815%程度	年0.3355% (税抜き0.305%)程度
SMAM・国内債券クレジット積層型ファンド/FOFs用	三井住友D Sアセットマネジメント	最大 年0.264%程度	= 年0.495% (税抜き0.45%)程度**
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年0.319%程度	年0.55% (税抜き0.5%)程度
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネジメント	年0.418%程度	= 年0.649% (税抜き0.59%)程度
ピムコパミュラータラストⅡ・ピムコエマージングボンドインカムファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO)	年0.55%程度	年0.781% (税抜き0.76%)程度
SMDAM/FOFs用J-REIT	三井住友D Sアセットマネジメント	年0.319%程度	= 年0.55% (税抜き0.5%)程度
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF	三井住友D Sアセットマネジメント	最大 年0.66%程度	最大 年0.891% (税抜き0.81%)程度
バインブリッジ/FOFs用コモディティF	バインブリッジ・インベストメント	年0.363%程度	= 年0.594% (税抜き0.54%)程度
SOMPO/FOFs用日本株MN	SOMPOアセットマネジメント	年0.407%程度	
ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド	野村アセットマネジメント	年0.4235%程度	= 最大 年0.6545% (税抜き0.595%)程度
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN	三井住友D Sアセットマネジメント	年0.385%程度	

*1 ファンド名の一部を省略して記載している場合があります。

*2 投資対象とする投資信託のうち、運用管理費用が最小のものおよび最大のもがそれぞれ100%組み入れられる場合を仮定して算出した試算値であり、実際の組入状況等により変動します。

(5) 【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を

行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

- (八) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

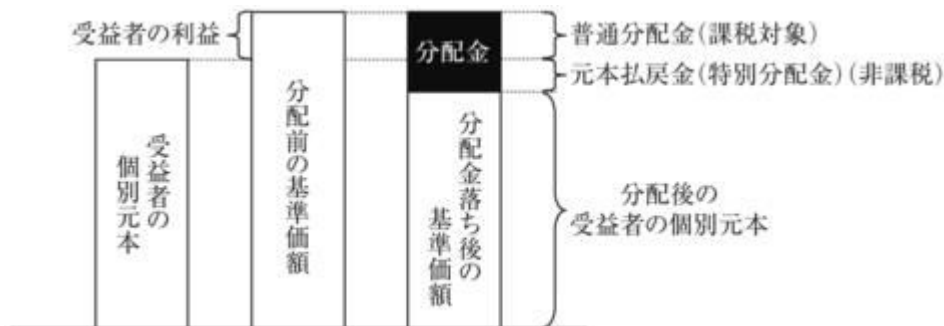
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年9月26日～2025年9月25日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

投資対象とする投資信託（以下、投資先ファンド）の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
FW日本バリュー株	0.72%	0.23%	0.49%
FW日本グロース株	0.81%	0.23%	0.58%
FW日本中小型株	0.85%	0.23%	0.62%
FW米国株	0.87%	0.23%	0.64%
FW欧州株	0.65%	0.23%	0.41%
FW新興国株	0.76%	0.23%	0.53%
FW日本債	0.41%	0.23%	0.18%
FW米国債	0.55%	0.23%	0.32%
FW欧州債	0.69%	0.23%	0.46%
FW新興国債	0.86%	0.23%	0.63%
FWJ-REIT	0.55%	0.23%	0.32%
FWG-REIT	0.85%	0.23%	0.62%
FWコモディティ	0.60%	0.23%	0.37%
FWヘッジファンド	0.63%	0.23%	0.40%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドが外国投資信託の場合は、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。）です。

※FW日本債は、新発10年国債利回りの水準に応じて信託報酬率が変動します。対象期間中に信託報酬率が変更となった場合、対象期間の末日に適用されている信託報酬率に基づいた総経費率を記載しています。

※FWコモディティは連動債券への投資を通じて、ブルームバーグ商品指数を対象とした世界的商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を享受しますが、連動債券に関する債券管理費用は含まれていません。

※投資先ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	408,197,925,190	98.29
親投資信託受益証券	日本	1,005,118	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,107,670,210	1.71
合計（純資産総額）		415,306,600,518	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

S M B Cファンドラップ・日本グロース株

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	155,366,592,070	98.03
親投資信託受益証券	日本	171,149,628	0.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,949,008,961	1.86
合計（純資産総額）		158,486,750,659	100.00

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	70,699,496,487	98.19
親投資信託受益証券	日本	27,602,859	0.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,275,001,447	1.77
合計（純資産総額）		72,002,100,793	100.00

S M B Cファンドラップ・米国株

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	317,105,483,107	98.43
親投資信託受益証券	日本	1,005,415	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,059,446,978	1.57
合計（純資産総額）		322,165,935,500	100.00

S M B C ファンドラップ・欧州株

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	100,561,331,882	98.53
親投資信託受益証券	日本	91,620,462	0.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,403,985,466	1.38
合計（純資産総額）		102,056,937,810	100.00

S M B C ファンドラップ・新興国株

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	79,536,941,923	97.86
親投資信託受益証券	日本	62,406,587	0.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,677,334,686	2.06
合計（純資産総額）		81,276,683,196	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	185,193,035	0.23

S M B C ファンドラップ・日本債

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	415,285,779,459	98.49
親投資信託受益証券	日本	985,346,768	0.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,365,573,160	1.28
合計（純資産総額）		421,636,699,387	100.00

S M B C ファンドラップ・米国債

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	177,807,392,652	98.69
親投資信託受益証券	日本	139,776,307	0.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,212,361,202	1.23
合計（純資産総額）		180,159,530,161	100.00

S M B C ファンドラップ・欧州債

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	61,917,440,506	98.59
親投資信託受益証券	日本	69,790,086	0.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	818,145,368	1.30
合計（純資産総額）		62,805,375,960	100.00

S M B C ファンドラップ・新興国債

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	55,913,002,489	97.03
親投資信託受益証券	日本	56,123,134	0.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,655,069,409	2.87
合計（純資産総額）		57,624,195,032	100.00

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	37,716,270,537	98.50
親投資信託受益証券	日本	1,005,118	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	573,241,887	1.50
合計（純資産総額）		38,290,517,542	100.00

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	72,791,747,684	98.50
親投資信託受益証券	日本	94,990,148	0.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,014,671,372	1.37
合計（純資産総額）		73,901,409,204	100.00

S M B C ファンドラップ・コモディティ

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	26,407,802,622	98.68
親投資信託受益証券	日本	31,536,757	0.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	321,960,577	1.20

合計(純資産総額)	26,761,299,956	100.00
-----------	----------------	--------

S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	192,756,068,473	98.64
親投資信託受益証券	日本	317,814,687	0.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,343,745,458	1.20
合計(純資産総額)		195,417,628,618	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM / FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)	113,552,332,589	3.1540	358,144,165,825	3.5948	408,197,925,190	98.29
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,252	1.0183	1,002,263	1.0212	1,005,118	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.29
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.29

S M B Cファンドラップ・日本グロース株

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

日本	投資信託受益証券	G I Mジャパン マイスターF (適格機関投資家専用)	108,455,163,544	1.0420	113,005,845,038	0.9971	108,140,643,569	68.23
日本	投資信託受益証券	F O F s用日本 株式エクセレント・フォーカス (適格機関投資家専用)	46,688,221,311	1.0381	48,466,333,094	0.9944	46,426,767,271	29.29
日本	投資信託受益証券	ノムラF O F s 用・ジャパン・ アクティブ・グ ロース(適格機 関投資家専用)	420,887,524	1.8234	767,462,501	1.8988	799,181,230	0.50
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	167,596,581	1.0183	170,663,598	1.0212	171,149,628	0.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.03
親投資信託受益証券	0.11
合計	98.14

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	アモーヴァ / F O F s用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	18,666,769,954	1.8547	34,621,803,029	2.1118	39,420,484,788	54.75
日本	投資信託受益証券	S B I / F O F s用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	21,890,273,427	1.3418	29,371,944,169	1.4289	31,279,011,699	43.44
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	27,029,827	1.0183	27,524,472	1.0212	27,602,859	0.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.19

親投資信託受益証券	0.04
合計	98.23

S M B Cファンドラップ・米国株

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）	48,668,345,267	2.0655	100,525,035,011	2.2291	108,486,608,434	33.67
日本	投資信託受益証券	フランクリン・templton・米国大型バリュー株ファンド（適格機関投資家専用）	108,283,903,350	0.9890	107,092,559,603	0.9743	105,501,007,033	32.75
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド（適格機関投資家専用）	43,708,828,264	2.4954	109,068,824,700	2.3592	103,117,867,640	32.01
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,543	1.0183	1,002,560	1.0212	1,005,415	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.43
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.43

S M B Cファンドラップ・欧州株

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

日本	投資信託受益証券	MFS / FOF s用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)	52,217,951,959	1.7141	89,505,523,359	1.9258	100,561,331,882	98.53
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	89,718,432	1.0183	91,360,279	1.0212	91,620,462	0.09

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.53
親投資信託受益証券	0.09
合計	98.62

S M B C ファンドラップ・新興国株

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus (120 USD クラス)	352,622	219,724.02	77,479,504,518	225,558.70	79,536,941,923	97.86
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	61,111,034	1.0183	62,229,365	1.0212	62,406,587	0.08

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	97.86
親投資信託受益証券	0.08
合計	97.94

S M B C ファンドラップ・日本債

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
------	----	-----	----	---------	---------	----------	--------	---------

日本	投資信託受益証券	三井住友 / F O F s 用日本債 F (適格機関投資家限定)	393,337,544,478	1.0948	430,612,539,680	1.0558	415,285,779,459	98.49
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	964,891,078	1.0183	982,548,584	1.0212	985,346,768	0.23

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.49
親投資信託受益証券	0.23
合計	98.73

S M B C ファンドラップ・米国債

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ブラックロック / F O F s 用米国債 F (適格機関投資家限定)	83,713,461,701	1.9747	165,305,812,531	2.1240	177,807,392,652	98.69
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	136,874,567	1.0183	139,379,371	1.0212	139,776,307	0.08

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.69
親投資信託受益証券	0.08
合計	98.77

S M B C ファンドラップ・欧州債

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
--------	----	-----	----	----------	----------	-----------	---------	----------

日本	投資信託受益証券	ドイツェ / F O F s 用欧州債 F (適格機関投資家限定)	35,326,890,230	1.6807	59,373,593,006	1.7527	61,917,440,506	98.59
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	68,341,252	1.0183	69,591,896	1.0212	69,790,086	0.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.59
親投資信託受益証券	0.11
合計	98.70

S M B C ファンドラップ・新興国債

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ トラスト - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS	5,681,061	9,920.2070	56,357,301,135	9,842	55,913,002,489	97.03
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	54,958,024	1.0183	55,963,755	1.0212	56,123,134	0.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.03
親投資信託受益証券	0.10
合計	97.13

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
------	----	-----	----	---------	---------	----------	--------	---------

日本	投資信託受益証券	SMDAM / FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)	26,737,750,275	1.4339	38,339,057,585	1.4106	37,716,270,537	98.50
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,252	1.0183	1,002,263	1.0212	1,005,118	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.50
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.50

SMBCFاندラップ・G-REIT

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)	34,136,066,256	1.9911	67,969,935,681	2.1324	72,791,747,684	98.50
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	93,018,163	1.0183	94,720,395	1.0212	94,990,148	0.13

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.50
親投資信託受益証券	0.13
合計	98.63

SMBCFاندラップ・コモディティ

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
------	----	-----	----	---------	---------	----------	--------	---------

日本	投資信託受益証券	パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)	25,260,955,254	0.8155	20,601,384,967	1.0454	26,407,802,622	98.68
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	30,882,058	1.0183	31,447,199	1.0212	31,536,757	0.12

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.68
親投資信託受益証券	0.12
合計	98.80

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)	54,372,256,532	1.2119	65,895,457,264	1.2696	69,031,016,893	35.32
日本	投資信託受益証券	SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)	71,754,494,202	0.9134	65,537,202,018	0.9320	66,875,188,596	34.22
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	56,821,452,258	0.9953	56,551,657,624	1.0005	56,849,862,984	29.09
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	311,216,889	1.0183	316,912,158	1.0212	317,814,687	0.16

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.64
親投資信託受益証券	0.16
合計	98.80

【投資不動産物件】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本債
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T
該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株

2026年3月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	1,158,495.77	185,091,391	185,193,035	0.23

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

S M B C ファンドラップ・日本債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	48,036,576,284	48,036,576,284	9,493	9,493
第11期 (2017年 9月25日)	69,552,289,574	69,552,289,574	12,474	12,474
第12期 (2018年 9月25日)	82,948,812,901	82,948,812,901	13,891	13,891
第13期 (2019年 9月25日)	77,236,774,387	77,236,774,387	12,713	12,713
第14期 (2020年 9月25日)	68,657,462,435	68,657,462,435	12,770	12,770
第15期 (2021年 9月27日)	76,702,055,683	76,702,055,683	18,418	18,418
第16期 (2022年 9月26日)	97,871,593,329	97,871,593,329	18,316	18,316
第17期 (2023年 9月25日)	155,452,282,426	155,452,282,426	24,576	24,576
第18期 (2024年 9月25日)	213,091,000,241	213,091,000,241	27,702	27,702
第19期 (2025年 9月25日)	321,257,366,141	321,257,366,141	37,119	37,119

2025年 3月末日	263,287,838,415	-	30,693	-
4月末日	250,750,405,027	-	29,239	-
5月末日	272,147,691,779	-	31,382	-
6月末日	280,643,739,032	-	32,003	-
7月末日	296,711,129,662	-	33,346	-
8月末日	327,750,383,502	-	36,202	-
9月末日	323,391,347,796	-	37,254	-
10月末日	349,822,505,094	-	39,549	-
11月末日	364,631,161,363	-	40,561	-
12月末日	380,104,933,153	-	41,115	-
2026年 1月末日	403,940,325,603	-	42,842	-
2月末日	452,703,523,469	-	47,188	-
3月末日	415,306,600,518	-	42,699	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	21,701,497,670	21,701,497,670	7,494	7,494
第11期 (2017年 9月25日)	28,166,948,912	28,166,948,912	8,990	8,990
第12期 (2018年 9月25日)	37,794,702,134	37,794,702,134	9,810	9,810
第13期 (2019年 9月25日)	37,070,616,226	37,070,616,226	8,666	8,666
第14期 (2020年 9月25日)	44,503,788,121	44,503,788,121	10,120	10,120
第15期 (2021年 9月27日)	60,270,748,439	60,270,748,439	12,898	12,898
第16期 (2022年 9月26日)	59,784,548,506	59,784,548,506	10,525	10,525
第17期 (2023年 9月25日)	70,383,167,429	70,383,167,429	11,475	11,475
第18期 (2024年 9月25日)	86,134,973,040	86,134,973,040	12,436	12,436
第19期 (2025年 9月25日)	126,519,511,141	126,519,511,141	14,100	14,100
2025年 3月末日	95,843,837,624	-	12,427	-
4月末日	97,160,201,621	-	12,129	-
5月末日	104,479,529,101	-	12,901	-
6月末日	107,497,364,771	-	13,128	-
7月末日	112,351,919,999	-	13,526	-
8月末日	118,546,648,198	-	14,030	-
9月末日	126,208,363,762	-	14,023	-
10月末日	135,316,088,508	-	14,762	-
11月末日	141,281,184,519	-	15,170	-
12月末日	147,163,095,889	-	15,376	-
2026年 1月末日	152,249,943,768	-	15,601	-
2月末日	171,419,863,502	-	17,270	-
3月末日	158,486,750,659	-	15,755	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	8,447,956,221	8,447,956,221	11,768	11,768
第11期 (2017年 9月25日)	9,228,884,980	9,228,884,980	15,455	15,455
第12期 (2018年 9月25日)	11,343,818,113	11,343,818,113	17,301	17,301
第13期 (2019年 9月25日)	10,022,320,207	10,022,320,207	14,562	14,562
第14期 (2020年 9月25日)	8,855,220,482	8,855,220,482	16,894	16,894
第15期 (2021年 9月27日)	9,491,431,946	9,491,431,946	22,479	22,479
第16期 (2022年 9月26日)	14,667,329,327	14,667,329,327	19,900	19,900
第17期 (2023年 9月25日)	22,910,890,749	22,910,890,749	22,917	22,917
第18期 (2024年 9月25日)	40,741,441,634	40,741,441,634	23,728	23,728
第19期 (2025年 9月25日)	57,763,488,478	57,763,488,478	29,337	29,337
2025年 3月末日	46,847,298,427	-	24,562	-
4月末日	48,143,644,922	-	23,865	-
5月末日	50,519,971,182	-	24,768	-
6月末日	53,602,129,951	-	25,991	-
7月末日	56,190,219,604	-	26,857	-
8月末日	60,757,103,501	-	28,550	-
9月末日	57,850,287,653	-	29,290	-
10月末日	59,114,997,678	-	29,367	-
11月末日	62,405,885,344	-	30,507	-
12月末日	65,223,444,824	-	31,009	-
2026年 1月末日	67,951,478,081	-	31,671	-
2月末日	77,734,681,340	-	35,609	-
3月末日	72,002,100,793	-	32,537	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・米国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	29,112,124,064	29,112,124,064	14,937	14,937
第11期 (2017年 9月25日)	46,147,174,572	46,147,174,572	20,089	20,089
第12期 (2018年 9月25日)	66,872,426,590	66,872,426,590	24,177	24,177
第13期 (2019年 9月25日)	60,530,675,159	60,530,675,159	23,739	23,739
第14期 (2020年 9月25日)	57,404,194,977	57,404,194,977	25,487	25,487
第15期 (2021年 9月27日)	73,508,256,239	73,508,256,239	37,407	37,407
第16期 (2022年 9月26日)	83,185,153,936	83,185,153,936	37,267	37,267
第17期 (2023年 9月25日)	120,284,264,849	120,284,264,849	43,167	43,167
第18期 (2024年 9月25日)	186,749,030,344	186,749,030,344	57,410	57,410
第19期 (2025年 9月25日)	273,849,624,719	273,849,624,719	68,126	68,126

2025年 3月末日	216,173,905,524	-	59,763	-
4月末日	223,811,161,018	-	54,953	-
5月末日	247,368,709,845	-	60,097	-
6月末日	258,059,878,329	-	62,054	-
7月末日	277,958,846,467	-	65,883	-
8月末日	284,935,078,415	-	66,391	-
9月末日	275,182,830,986	-	68,260	-
10月末日	298,367,655,325	-	72,643	-
11月末日	305,854,316,354	-	73,382	-
12月末日	322,816,850,179	-	75,467	-
2026年 1月末日	327,040,170,659	-	74,819	-
2月末日	338,600,703,305	-	76,148	-
3月末日	322,165,935,500	-	71,473	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・欧州株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	14,609,772,633	14,609,772,633	9,453	9,453
第11期 (2017年 9月25日)	16,572,131,525	16,572,131,525	12,375	12,375
第12期 (2018年 9月25日)	20,187,178,776	20,187,178,776	12,319	12,319
第13期 (2019年 9月25日)	20,953,615,731	20,953,615,731	11,021	11,021
第14期 (2020年 9月25日)	19,583,757,873	19,583,757,873	11,299	11,299
第15期 (2021年 9月27日)	24,053,360,581	24,053,360,581	15,061	15,061
第16期 (2022年 9月26日)	28,085,850,336	28,085,850,336	13,753	13,753
第17期 (2023年 9月25日)	42,059,976,706	42,059,976,706	16,997	16,997
第18期 (2024年 9月25日)	62,599,892,525	62,599,892,525	19,856	19,856
第19期 (2025年 9月25日)	79,925,993,104	79,925,993,104	24,817	24,817
2025年 3月末日	76,708,685,367	-	21,850	-
4月末日	70,324,780,711	-	21,104	-
5月末日	76,869,121,163	-	22,814	-
6月末日	79,323,754,375	-	23,288	-
7月末日	82,872,603,163	-	23,961	-
8月末日	85,395,848,889	-	24,251	-
9月末日	80,380,913,368	-	24,884	-
10月末日	86,628,122,542	-	26,307	-
11月末日	89,784,377,445	-	26,851	-
12月末日	96,498,345,864	-	28,100	-
2026年 1月末日	102,007,207,095	-	29,060	-
2月末日	109,686,356,615	-	30,704	-
3月末日	102,056,937,810	-	28,167	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・新興国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	8,928,828,323	8,928,828,323	8,320	8,320
第11期 (2017年 9月25日)	12,929,777,761	12,929,777,761	11,444	11,444
第12期 (2018年 9月25日)	11,294,885,298	11,294,885,298	11,076	11,076
第13期 (2019年 9月25日)	15,511,995,138	15,511,995,138	10,976	10,976
第14期 (2020年 9月25日)	16,281,184,585	16,281,184,585	11,754	11,754
第15期 (2021年 9月27日)	16,687,611,637	16,687,611,637	14,941	14,941
第16期 (2022年 9月26日)	23,612,310,958	23,612,310,958	14,025	14,025
第17期 (2023年 9月25日)	30,651,219,426	30,651,219,426	15,208	15,208
第18期 (2024年 9月25日)	47,389,332,828	47,389,332,828	17,159	17,159
第19期 (2025年 9月25日)	65,461,416,217	65,461,416,217	21,127	21,127
2025年 3月末日	54,266,225,624	-	17,733	-
4月末日	50,378,232,709	-	16,819	-
5月末日	53,971,333,156	-	17,828	-
6月末日	57,591,149,338	-	18,822	-
7月末日	61,110,018,420	-	19,676	-
8月末日	61,887,084,518	-	19,588	-
9月末日	65,182,631,757	-	20,979	-
10月末日	71,587,521,995	-	22,612	-
11月末日	72,037,404,343	-	22,418	-
12月末日	75,248,099,419	-	22,849	-
2026年 1月末日	83,384,497,207	-	24,733	-
2月末日	90,102,663,039	-	26,274	-
3月末日	81,276,683,196	-	23,373	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・日本債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	99,955,781,944	99,955,781,944	11,724	11,724
第11期 (2017年 9月25日)	149,029,870,225	149,029,870,225	11,592	11,592
第12期 (2018年 9月25日)	200,050,105,773	200,050,105,773	11,491	11,491
第13期 (2019年 9月25日)	202,210,076,722	202,210,076,722	11,885	11,885
第14期 (2020年 9月25日)	175,929,370,136	175,929,370,136	11,645	11,645
第15期 (2021年 9月27日)	196,003,237,568	196,003,237,568	11,651	11,651
第16期 (2022年 9月26日)	260,215,628,491	260,215,628,491	11,258	11,258
第17期 (2023年 9月25日)	296,579,975,942	296,579,975,942	10,989	10,989
第18期 (2024年 9月25日)	368,362,859,714	368,362,859,714	10,902	10,902
第19期 (2025年 9月25日)	408,991,536,514	408,991,536,514	10,316	10,316

2025年 3月末日	379,757,010,587	-	10,474	-
4月末日	388,026,719,644	-	10,534	-
5月末日	385,030,079,284	-	10,386	-
6月末日	391,593,009,062	-	10,464	-
7月末日	391,241,625,509	-	10,355	-
8月末日	393,556,427,027	-	10,314	-
9月末日	410,161,534,614	-	10,327	-
10月末日	414,226,012,167	-	10,339	-
11月末日	414,424,717,348	-	10,232	-
12月末日	417,366,786,881	-	10,112	-
2026年 1月末日	417,131,160,383	-	9,993	-
2月末日	424,888,333,550	-	10,092	-
3月末日	421,636,699,387	-	9,932	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・米国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	14,992,056,063	14,992,056,063	10,750	10,750
第11期 (2017年 9月25日)	16,954,272,393	16,954,272,393	11,863	11,863
第12期 (2018年 9月25日)	23,317,258,291	23,317,258,291	11,645	11,645
第13期 (2019年 9月25日)	29,163,149,985	29,163,149,985	12,202	12,202
第14期 (2020年 9月25日)	31,042,403,402	31,042,403,402	12,797	12,797
第15期 (2021年 9月27日)	32,070,959,422	32,070,959,422	13,295	13,295
第16期 (2022年 9月26日)	40,504,222,262	40,504,222,262	14,908	14,908
第17期 (2023年 9月25日)	63,746,612,550	63,746,612,550	15,030	15,030
第18期 (2024年 9月25日)	126,652,098,927	126,652,098,927	16,229	16,229
第19期 (2025年 9月25日)	150,766,571,858	150,766,571,858	17,062	17,062
2025年 3月末日	144,267,427,620	-	16,771	-
4月末日	125,446,077,385	-	16,009	-
5月末日	127,907,034,132	-	16,164	-
6月末日	130,407,217,525	-	16,313	-
7月末日	135,762,008,200	-	16,743	-
8月末日	138,401,081,128	-	16,800	-
9月末日	152,005,359,994	-	17,159	-
10月末日	159,681,995,457	-	17,751	-
11月末日	165,898,283,604	-	18,194	-
12月末日	170,195,079,861	-	18,216	-
2026年 1月末日	169,856,288,500	-	17,847	-
2月末日	177,797,269,318	-	18,416	-
3月末日	180,159,530,161	-	18,426	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・欧州債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	11,873,617,920	11,873,617,920	11,077	11,077
第11期 (2017年 9月25日)	14,341,063,141	14,341,063,141	12,686	12,686
第12期 (2018年 9月25日)	17,257,228,687	17,257,228,687	12,494	12,494
第13期 (2019年 9月25日)	13,807,553,934	13,807,553,934	12,207	12,207
第14期 (2020年 9月25日)	9,418,894,427	9,418,894,427	12,726	12,726
第15期 (2021年 9月27日)	8,846,975,086	8,846,975,086	13,409	13,409
第16期 (2022年 9月26日)	11,456,907,997	11,456,907,997	12,038	12,038
第17期 (2023年 9月25日)	31,167,942,726	31,167,942,726	13,111	13,111
第18期 (2024年 9月25日)	47,895,459,847	47,895,459,847	14,461	14,461
第19期 (2025年 9月25日)	54,133,463,458	54,133,463,458	15,738	15,738
2025年 3月末日	53,249,879,080	-	14,534	-
4月末日	47,825,047,736	-	14,784	-
5月末日	48,616,406,968	-	14,879	-
6月末日	50,661,683,597	-	15,347	-
7月末日	51,872,762,827	-	15,489	-
8月末日	52,726,016,469	-	15,490	-
9月末日	54,368,054,295	-	15,767	-
10月末日	56,693,038,944	-	16,183	-
11月末日	58,522,951,471	-	16,474	-
12月末日	60,814,141,964	-	16,704	-
2026年 1月末日	62,110,149,163	-	16,740	-
2月末日	64,063,188,790	-	17,013	-
3月末日	62,805,375,960	-	16,463	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・新興国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	6,653,172,613	6,653,172,613	16,181	16,181
第11期 (2017年 9月25日)	8,504,302,985	8,504,302,985	18,609	18,609
第12期 (2018年 9月25日)	11,067,265,032	11,067,265,032	17,742	17,742
第13期 (2019年 9月25日)	13,671,206,387	13,671,206,387	18,987	18,987
第14期 (2020年 9月25日)	12,842,388,225	12,842,388,225	18,862	18,862
第15期 (2021年 9月27日)	12,450,686,410	12,450,686,410	20,855	20,855
第16期 (2022年 9月26日)	17,268,438,095	17,268,438,095	20,739	20,739
第17期 (2023年 9月25日)	23,019,581,648	23,019,581,648	22,306	22,306
第18期 (2024年 9月25日)	35,402,964,807	35,402,964,807	25,035	25,035
第19期 (2025年 9月25日)	47,147,921,257	47,147,921,257	27,930	27,930

2025年 3月末日	41,508,835,451	-	26,377	-
4月末日	37,944,115,713	-	24,954	-
5月末日	39,278,786,487	-	25,545	-
6月末日	40,287,995,317	-	25,918	-
7月末日	42,631,982,708	-	27,009	-
8月末日	43,706,592,871	-	27,204	-
9月末日	47,600,548,709	-	28,121	-
10月末日	50,734,294,545	-	29,410	-
11月末日	52,691,779,782	-	30,081	-
12月末日	54,698,923,030	-	30,417	-
2026年 1月末日	55,103,898,200	-	29,974	-
2月末日	57,908,392,336	-	30,963	-
3月末日	57,624,195,032	-	30,376	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	5,269,468,018	5,269,468,018	12,714	12,714
第11期 (2017年 9月25日)	6,384,991,510	6,384,991,510	12,114	12,114
第12期 (2018年 9月25日)	9,496,213,914	9,496,213,914	13,288	13,288
第13期 (2019年 9月25日)	8,829,648,851	8,829,648,851	16,875	16,875
第14期 (2020年 9月25日)	8,690,724,271	8,690,724,271	14,345	14,345
第15期 (2021年 9月27日)	10,085,259,409	10,085,259,409	17,630	17,630
第16期 (2022年 9月26日)	13,778,025,971	13,778,025,971	17,717	17,717
第17期 (2023年 9月25日)	18,010,566,060	18,010,566,060	17,213	17,213
第18期 (2024年 9月25日)	26,776,837,942	26,776,837,942	16,837	16,837
第19期 (2025年 9月25日)	34,737,981,844	34,737,981,844	19,351	19,351
2025年 3月末日	29,926,376,121	-	16,999	-
4月末日	30,319,651,496	-	16,900	-
5月末日	31,300,221,201	-	17,265	-
6月末日	32,654,776,298	-	17,817	-
7月末日	34,436,895,635	-	18,528	-
8月末日	36,480,220,997	-	19,309	-
9月末日	34,541,871,443	-	19,188	-
10月末日	36,218,301,715	-	19,772	-
11月末日	38,344,673,207	-	20,611	-
12月末日	39,020,765,738	-	20,418	-
2026年 1月末日	39,553,598,266	-	20,314	-
2月末日	41,075,560,603	-	20,754	-
3月末日	38,290,517,542	-	19,094	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	5,314,132,735	5,314,132,735	10,058	10,058
第11期 (2017年 9月25日)	7,311,686,131	7,311,686,131	10,785	10,785
第12期 (2018年 9月25日)	10,592,762,672	10,592,762,672	11,241	11,241
第13期 (2019年 9月25日)	13,891,298,443	13,891,298,443	12,554	12,554
第14期 (2020年 9月25日)	14,878,699,609	14,878,699,609	10,260	10,260
第15期 (2021年 9月27日)	21,358,103,897	21,358,103,897	15,115	15,115
第16期 (2022年 9月26日)	22,642,934,896	22,642,934,896	15,925	15,925
第17期 (2023年 9月25日)	34,040,817,760	34,040,817,760	15,825	15,825
第18期 (2024年 9月25日)	57,848,238,047	57,848,238,047	19,938	19,938
第19期 (2025年 9月25日)	61,590,880,950	61,590,880,950	19,812	19,812
2025年 3月末日	62,904,025,734	-	19,542	-
4月末日	49,650,607,424	-	18,126	-
5月末日	52,512,376,600	-	18,972	-
6月末日	52,567,064,631	-	18,790	-
7月末日	55,951,557,398	-	19,707	-
8月末日	56,883,073,057	-	19,700	-
9月末日	61,982,545,742	-	19,883	-
10月末日	64,414,585,232	-	20,307	-
11月末日	67,842,409,365	-	21,086	-
12月末日	69,069,944,892	-	20,934	-
2026年 1月末日	69,267,978,871	-	20,567	-
2月末日	77,181,379,222	-	22,558	-
3月末日	73,901,409,204	-	21,312	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	2,559,053,384	2,559,053,384	4,091	4,091
第11期 (2017年 9月25日)	3,302,898,549	3,302,898,549	4,438	4,438
第12期 (2018年 9月25日)	4,503,159,694	4,503,159,694	4,355	4,355
第13期 (2019年 9月25日)	4,300,406,764	4,300,406,764	3,969	3,969
第14期 (2020年 9月25日)	5,112,118,416	5,112,118,416	3,628	3,628
第15期 (2021年 9月27日)	6,266,030,976	6,266,030,976	5,133	5,133
第16期 (2022年 9月26日)	8,130,767,571	8,130,767,571	7,860	7,860
第17期 (2023年 9月25日)	10,040,268,651	10,040,268,651	7,665	7,665
第18期 (2024年 9月25日)	13,824,187,434	13,824,187,434	7,287	7,287
第19期 (2025年 9月25日)	18,648,654,502	18,648,654,502	7,959	7,959

2025年 3月末日	17,118,404,260	-	8,190	-
4月末日	14,865,512,242	-	7,575	-
5月末日	15,142,296,292	-	7,640	-
6月末日	15,352,931,837	-	7,666	-
7月末日	16,129,283,580	-	7,940	-
8月末日	16,042,659,033	-	7,773	-
9月末日	19,076,138,325	-	8,120	-
10月末日	20,109,840,805	-	8,421	-
11月末日	20,976,570,798	-	8,664	-
12月末日	22,386,626,812	-	9,025	-
2026年 1月末日	24,093,682,884	-	9,527	-
2月末日	24,637,188,895	-	9,594	-
3月末日	26,761,299,956	-	10,290	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	27,708,925,513	27,708,925,513	9,984	9,984
第11期 (2017年 9月25日)	41,700,590,918	41,700,590,918	10,243	10,243
第12期 (2018年 9月25日)	54,609,795,360	54,609,795,360	10,325	10,325
第13期 (2019年 9月25日)	54,414,627,484	54,414,627,484	10,134	10,134
第14期 (2020年 9月25日)	59,164,644,106	59,164,644,106	9,876	9,876
第15期 (2021年 9月27日)	64,003,582,158	64,003,582,158	9,940	9,940
第16期 (2022年 9月26日)	82,600,267,043	82,600,267,043	9,826	9,826
第17期 (2023年 9月25日)	103,554,201,681	103,554,201,681	9,924	9,924
第18期 (2024年 9月25日)	146,288,296,157	146,288,296,157	10,144	10,144
第19期 (2025年 9月25日)	175,520,194,411	175,520,194,411	10,219	10,219
2025年 3月末日	157,937,253,831	-	10,144	-
4月末日	156,332,686,990	-	10,071	-
5月末日	158,327,907,992	-	10,120	-
6月末日	161,806,586,633	-	10,226	-
7月末日	163,719,192,243	-	10,242	-
8月末日	164,884,558,911	-	10,192	-
9月末日	175,922,852,411	-	10,223	-
10月末日	179,178,305,745	-	10,287	-
11月末日	181,522,851,528	-	10,290	-
12月末日	185,488,187,177	-	10,297	-
2026年 1月末日	189,075,078,696	-	10,344	-
2月末日	196,474,173,270	-	10,621	-
3月末日	195,417,628,618	-	10,473	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・米国株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・欧州株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・新興国株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・日本債

	計算期間	1万口当たり分配金（円）

第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日 ~ 2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日 ~ 2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・米国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日 ~ 2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日 ~ 2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・欧州債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日 ~ 2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日 ~ 2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・新興国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0

第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0

第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

【収益率の推移】

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	収益率（％）
第10期	8.4
第11期	31.4
第12期	11.4
第13期	8.5
第14期	0.4
第15期	44.2
第16期	0.6
第17期	34.2
第18期	12.7
第19期	34.0
第20期（中間期）	14.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	収益率（％）
第10期	5.9
第11期	20.0
第12期	9.1
第13期	11.7
第14期	16.8

第15期	27.5
第16期	18.4
第17期	9.0
第18期	8.4
第19期	13.4
第20期(中間期)	12.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	収益率(%)
第10期	19.8
第11期	31.3
第12期	11.9
第13期	15.8
第14期	16.0
第15期	33.1
第16期	11.5
第17期	15.2
第18期	3.5
第19期	23.6
第20期(中間期)	11.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・米国株

	収益率(%)
第10期	7.0
第11期	34.5
第12期	20.3
第13期	1.8
第14期	7.4
第15期	46.8
第16期	0.4
第17期	15.8
第18期	33.0
第19期	18.7
第20期(中間期)	7.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・欧州株

	収益率(%)

第10期	8.6
第11期	30.9
第12期	0.5
第13期	10.5
第14期	2.5
第15期	33.3
第16期	8.7
第17期	23.6
第18期	16.8
第19期	25.0
第20期（中間期）	13.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・新興国株

	収益率（％）
第10期	0.2
第11期	37.5
第12期	3.2
第13期	0.9
第14期	7.1
第15期	27.1
第16期	6.1
第17期	8.4
第18期	12.8
第19期	23.1
第20期（中間期）	12.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・日本債

	収益率（％）
第10期	5.0
第11期	1.1
第12期	0.9
第13期	3.4
第14期	2.0
第15期	0.1
第16期	3.4
第17期	2.4
第18期	0.8
第19期	5.4
第20期（中間期）	2.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・米国債

	収益率（％）
第10期	11.9
第11期	10.4
第12期	1.8
第13期	4.8
第14期	4.9
第15期	3.9
第16期	12.1
第17期	0.8
第18期	8.0
第19期	5.1
第20期（中間期）	7.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・欧州債

	収益率（％）
第10期	12.5
第11期	14.5
第12期	1.5
第13期	2.3
第14期	4.3
第15期	5.4
第16期	10.2
第17期	8.9
第18期	10.3
第19期	8.8
第20期（中間期）	5.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・新興国債

	収益率（％）
第10期	2.7
第11期	15.0
第12期	4.7
第13期	7.0
第14期	0.7
第15期	10.6

第16期	0.6
第17期	7.6
第18期	12.2
第19期	11.6
第20期(中間期)	8.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	収益率(%)
第10期	12.9
第11期	4.7
第12期	9.7
第13期	27.0
第14期	15.0
第15期	22.9
第16期	0.5
第17期	2.8
第18期	2.2
第19期	14.9
第20期(中間期)	1.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	収益率(%)
第10期	3.4
第11期	7.2
第12期	4.2
第13期	11.7
第14期	18.3
第15期	47.3
第16期	5.4
第17期	0.6
第18期	26.0
第19期	0.6
第20期(中間期)	7.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	収益率(%)
第10期	18.4

第11期	8.5
第12期	1.9
第13期	8.9
第14期	8.6
第15期	41.5
第16期	53.1
第17期	2.5
第18期	4.9
第19期	9.2
第20期(中間期)	24.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド

	収益率(%)
第10期	4.0
第11期	2.6
第12期	0.8
第13期	1.8
第14期	2.5
第15期	0.6
第16期	1.1
第17期	1.0
第18期	2.2
第19期	0.7
第20期(中間期)	2.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	24,820,561,609	8,122,413,735
第11期	22,067,375,761	16,910,315,197
第12期	23,465,753,940	19,508,711,616
第13期	9,046,015,636	8,008,054,618
第14期	6,945,135,428	13,931,568,577
第15期	10,542,613,803	22,664,536,774
第16期	17,351,841,927	5,562,368,466
第17期	20,907,867,306	11,087,244,777
第18期	27,927,110,846	14,259,861,712
第19期	21,184,988,712	11,558,611,729
第20期(中間期)	13,757,256,959	3,316,764,264

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	18,854,476,313	3,086,362,580
第11期	12,551,439,628	10,179,999,803
第12期	14,018,184,667	6,822,883,958
第13期	8,823,573,556	4,574,554,035
第14期	13,281,697,406	12,082,529,928
第15期	16,917,682,170	14,164,433,234
第16期	18,801,676,882	8,726,832,450
第17期	21,879,537,118	17,344,990,828
第18期	25,977,628,790	18,052,108,368
第19期	26,634,110,732	6,166,136,109
第20期（中間期）	14,044,075,949	3,456,797,031

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	4,209,996,351	3,342,293,888
第11期	2,794,504,021	4,002,229,232
第12期	2,747,359,780	2,162,084,376
第13期	1,406,205,999	1,080,348,392
第14期	858,937,669	2,499,730,968
第15期	1,034,690,436	2,053,983,948
第16期	3,500,369,446	352,196,286
第17期	3,638,858,211	1,012,150,715
第18期	8,018,419,900	845,474,326
第19期	5,555,843,184	3,036,277,968
第20期（中間期）	3,133,076,108	755,321,846

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・米国株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	10,271,965,052	2,480,533,134
第11期	9,295,643,901	5,813,700,221
第12期	9,940,497,440	5,252,349,469
第13期	3,619,252,156	5,781,226,666
第14期	4,245,204,478	7,220,611,070
第15期	4,543,506,489	7,415,215,117
第16期	7,466,372,807	4,796,000,977
第17期	11,285,376,215	5,741,981,740
第18期	11,760,163,725	7,095,653,386

第19期	13,184,041,641	5,515,885,393
第20期（中間期）	6,297,848,933	1,552,321,000

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	8,334,951,011	3,699,027,697
第11期	5,998,726,005	8,061,988,500
第12期	5,891,431,500	2,896,340,931
第13期	4,623,331,838	1,997,927,892
第14期	3,740,708,658	5,420,846,266
第15期	3,722,347,876	5,083,533,809
第16期	6,537,015,984	2,086,384,935
第17期	7,661,881,530	3,337,517,332
第18期	11,071,472,379	4,291,028,165
第19期	8,572,854,170	7,892,929,060
第20期（中間期）	5,145,951,798	1,227,802,377

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	6,337,337,896	1,386,141,829
第11期	4,889,018,517	4,321,722,834
第12期	4,711,378,951	5,812,104,073
第13期	5,302,326,111	1,367,240,178
第14期	3,415,625,338	3,696,763,808
第15期	2,609,800,393	5,293,015,321
第16期	6,562,585,473	895,563,073
第17期	6,204,907,183	2,885,440,717
第18期	9,325,003,984	1,862,833,528
第19期	7,196,705,128	3,829,913,394
第20期（中間期）	4,895,488,123	1,207,534,466

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・日本債

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	58,070,879,899	11,386,937,383
第11期	68,102,838,215	24,801,398,504
第12期	69,664,771,041	24,128,405,649
第13期	23,859,983,267	27,818,584,273
第14期	26,479,413,570	45,535,641,172
第15期	51,018,896,651	33,875,571,005
第16期	77,625,707,531	14,713,870,281

第17期	77,663,183,013	38,904,013,904
第18期	93,187,353,315	25,200,510,407
第19期	85,656,271,300	27,078,489,632
第20期(中間期)	46,230,343,532	19,150,743,474

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・米国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	8,030,873,913	3,369,580,985
第11期	6,463,211,471	6,117,737,725
第12期	8,406,059,475	2,674,351,594
第13期	6,506,757,893	2,629,432,710
第14期	4,420,446,060	4,064,158,126
第15期	7,518,143,168	7,652,802,736
第16期	9,149,625,255	6,102,806,749
第17期	17,904,370,837	2,661,418,911
第18期	39,363,560,248	3,734,742,891
第19期	23,706,600,208	13,384,175,200
第20期(中間期)	12,745,613,091	3,612,517,469

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・欧州債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	6,159,701,744	3,014,546,927
第11期	5,020,313,353	4,435,021,912
第12期	5,147,656,502	2,639,517,782
第13期	2,495,631,602	4,996,750,017
第14期	1,418,773,301	5,328,677,962
第15期	1,637,500,290	2,441,422,462
第16期	3,438,040,822	518,544,156
第17期	15,644,206,055	1,389,726,905
第18期	11,316,944,736	1,969,005,390
第19期	8,222,606,074	6,946,513,040
第20期(中間期)	5,036,829,010	1,394,248,900

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・新興国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	1,991,992,112	653,620,687
第11期	1,792,277,094	1,333,922,647
第12期	2,551,024,081	883,227,354
第13期	1,897,477,489	935,016,281
第14期	1,167,512,280	1,559,118,668

第15期	1,606,288,673	2,444,971,818
第16期	2,805,237,796	448,622,919
第17期	3,194,986,846	1,201,959,293
第18期	4,821,717,706	999,882,429
第19期	4,365,557,726	1,626,083,975
第20期（中間期）	2,673,240,824	640,949,505

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	2,229,042,823	1,121,177,594
第11期	2,332,084,681	1,205,899,052
第12期	2,821,106,605	945,522,826
第13期	1,297,820,190	3,211,896,121
第14期	2,004,324,047	1,178,238,024
第15期	1,711,647,550	2,049,481,755
第16期	2,477,517,345	421,275,726
第17期	3,278,895,283	592,578,061
第18期	6,249,841,568	809,801,151
第19期	4,315,574,471	2,267,612,698
第20期（中間期）	2,733,374,148	688,396,939

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	2,817,555,866	952,877,270
第11期	3,069,326,999	1,573,367,873
第12期	3,888,669,255	1,244,864,008
第13期	3,238,772,117	1,596,884,423
第14期	6,130,540,634	2,694,297,859
第15期	3,721,230,083	4,092,139,656
第16期	5,026,388,633	4,938,520,194
第17期	9,111,511,209	1,818,544,810
第18期	9,655,506,972	2,152,608,812
第19期	8,919,010,840	6,845,376,514
第20期（中間期）	4,680,821,191	1,197,204,513

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・コモディティ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	3,789,624,413	736,012,193
第11期	3,016,399,788	1,830,200,530
第12期	4,247,996,753	1,348,814,885

第13期	1,616,481,976	1,122,130,202
第14期	5,208,159,748	1,954,078,859
第15期	2,656,756,158	4,537,814,452
第16期	3,807,136,043	5,671,654,173
第17期	3,763,935,851	1,009,684,154
第18期	6,862,117,635	989,752,626
第19期	7,104,145,988	2,643,474,734
第20期（中間期）	3,405,608,905	907,510,198

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	20,886,799,408	3,163,434,651
第11期	21,077,497,557	8,119,522,073
第12期	20,258,985,094	8,082,013,714
第13期	8,404,576,891	7,600,551,949
第14期	17,138,835,687	10,923,887,735
第15期	18,114,732,699	13,631,537,951
第16期	25,968,158,204	6,296,978,329
第17期	29,966,641,080	9,681,793,172
第18期	49,840,970,859	9,983,017,723
第19期	40,714,127,088	13,165,739,348
第20期（中間期）	21,985,817,383	7,609,104,373

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（1）投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
国債証券	日本	6,992,440,700	88.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	932,386,132	11.77
合計（純資産総額）		7,924,826,832	100.00

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2026年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------	------	-----------------

日本	国債証券	1370 国庫短期証券	1,700,000,000	99.80	1,696,610,200	99.82	1,696,873,700	0.000	2026/06/22	21.41
日本	国債証券	1353 国庫短期証券	1,500,000,000	99.83	1,497,471,000	99.99	1,499,853,000	0.000	2026/04/06	18.93
日本	国債証券	1359 国庫短期証券	1,400,000,000	99.81	1,397,340,000	99.93	1,399,006,000	0.000	2026/05/07	17.65
日本	国債証券	1364 国庫短期証券	1,000,000,000	99.81	998,144,000	99.89	998,913,000	0.000	2026/05/25	12.60
日本	国債証券	1371 国庫短期証券	1,000,000,000	99.79	997,905,000	99.79	997,943,000	0.000	2026/06/29	12.59
日本	国債証券	1356 国庫短期証券	400,000,000	99.83	399,310,400	99.96	399,852,000	0.000	2026/04/20	5.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	88.23
合計	88.23

投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

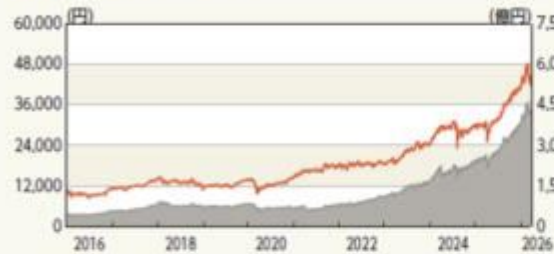
基準日:2026年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

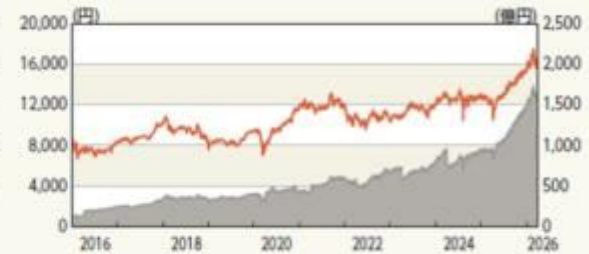
基準価額・純資産の推移 (期間:2015年12月30日~2026年3月31日)

■ 純資産総額:右目盛
 ■ 基準価額:左目盛

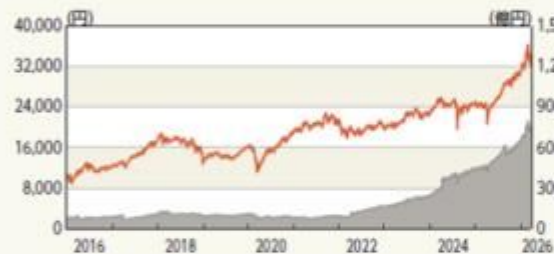
FW日本バリュー株



FW日本グロース株



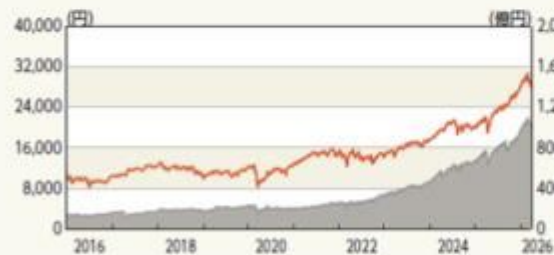
FW日本中小型株



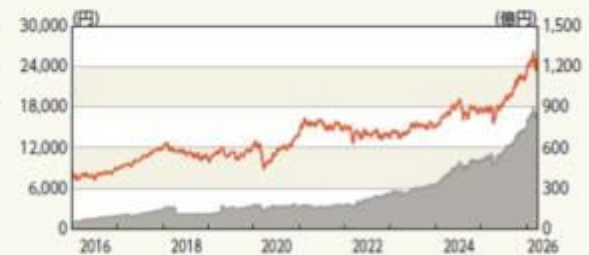
FW米国株



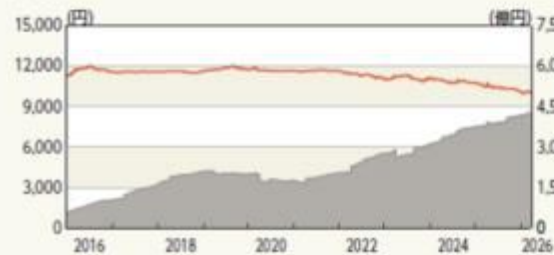
FW欧州株



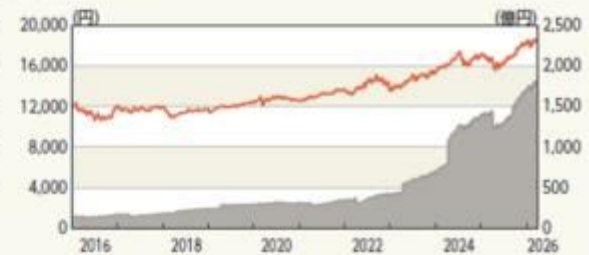
FW新興国株



FW日本債



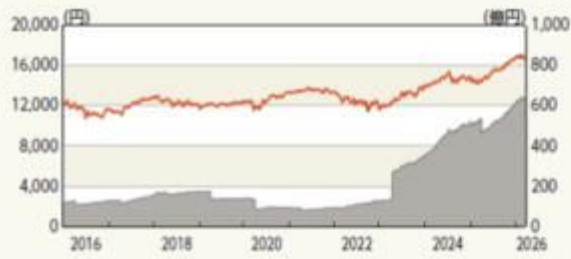
FW米国債



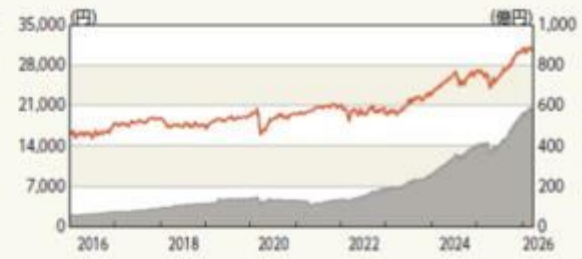
※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

■ 純資産総額：右目盛
 ■ 基準価額：左目盛

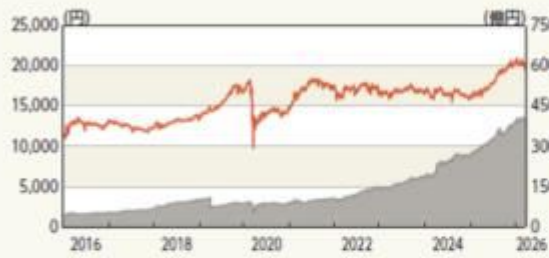
FW欧州債



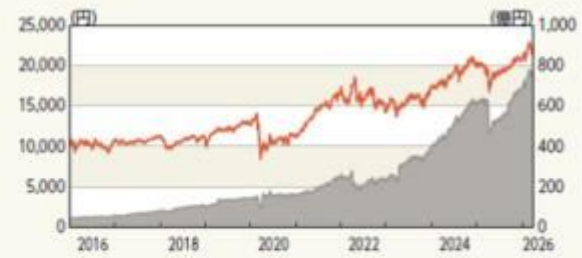
FW新興国債



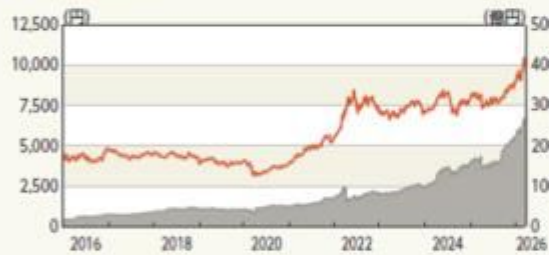
FWJ-REIT



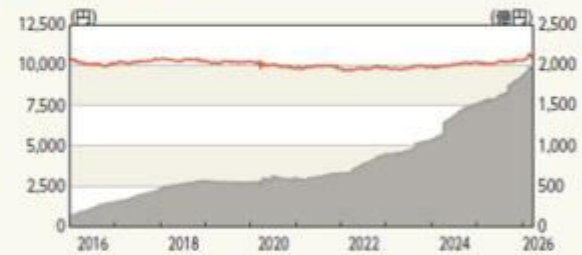
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	ファンド名	FW日本バリュー株	FW本グローバル株	FW日本中小型株	FW米国株	FW欧州株	FW新興国株	FW日本債
2025年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2024年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2023年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2022年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2021年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

決算期	ファンド名	FW米国債	FW欧州債	FW新興国債	FWJ-REIT	FWG-REIT	FWコモディティ	FWヘッジファンド
2025年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2024年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2023年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2022年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2021年9月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■FW日本バリュー株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.29
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.71
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	98.29
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■SMDAM/FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.6
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	4.1
日本	住友電気工業	非鉄金属	3.7
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.7
日本	INPEX	鉱業	2.8

■FW日本グロース株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.03
親投資信託受益証券	日本	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.86
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	GIMジャパン/マイスターFⅡ (適格機関投資家専用)	68.23
日本	投資信託受益証券	FOFs用日本株式エクセレント・ フォーカス(適格機関投資家専用)	29.29
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・ グロース(適格機関投資家専用)	0.50
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.11

▶投資対象とする投資信託の現況

■GIMジャパン/マイスターFⅡ(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「GIMジャパン/マイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.3
日本	ソニーグループ	電気機器	4.2
日本	日立製作所	電気機器	3.9
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.8
日本	東京エレクトロン	電気機器	3.7

※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス（適格機関投資家専用）

当該投資信託が投資しているマザーファンドの主要投資銘柄（上位5銘柄）は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.0
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.1
日本	MARUWA	ガラス・土石製品	4.7
日本	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	4.5
日本	三菱商事	卸売業	3.9

※三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■ ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）

当該投資信託が投資している「ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド」は基準日時点では資金化が完了しており組入銘柄はありません。また、当該投資信託は2026年6月23日付でFW日本グロース株の指定投資信託証券から削除されています。

■ FW日本中小型株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.19
親投資信託受益証券	日本	0.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1.77
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F（適格機関投資家限定）	54.75
日本	投資信託受益証券	SBI/FOFs用日本中小型株F（適格機関投資家限定）	43.44
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.04

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

当該投資信託が投資している「日本中小型株式アクティブ・マザーファンド」の主要投資銘柄（上位5銘柄）は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	BuySell Technologies	卸売業	3.2
日本	メイコー	電気機器	2.8
日本	精工技研	電気機器	2.2
日本	カナモト	サービス業	2.1
日本	日本アビオニクス	電気機器	2.1

※アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■ SBI/FOFs用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

当該投資信託が投資している「中小型割安成長株・マザーファンド」の主要投資銘柄（上位5銘柄）は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	ドウシシャ	卸売業	3.8
日本	SBSホールディングス	陸運業	3.6
日本	木村工機	機械	3.5
日本	サイゼリヤ	小売業	3.5
日本	富士製薬工業	医薬品	3.4

※SBIアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄（上位5銘柄）」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW米国株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.43
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.57
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)	33.67
日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)	32.75
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)	32.01
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	APPLE INC	情報技術	9.3
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	9.2
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	9.0
アメリカ	ALPHABET INC*	コミュニケーション・サービス	8.2
アメリカ	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	7.4

*当該銘柄は、同一企業の発行する種類の異なる株式を合算しています。

※ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	7.9
アメリカ	ALPHABET INC CL A	コミュニケーション・サービス	6.1
アメリカ	MARTIN MARIETTA MATERIALS	素材	4.4
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	4.2
アメリカ	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	4.1

※アムンディ・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	CITIGROUP INC	金融	3.8
アメリカ	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3.5
アメリカ	ALPHABET INC-CL A	コミュニケーション・サービス	3.4
アメリカ	CISCO SYSTEMS INC	情報技術	3.1
アメリカ	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	2.5

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW欧州株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.53
親投資信託受益証券	日本	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.38
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)	98.53
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.09

▶投資対象とする投資信託の現況

■MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「MFSブレンド・リサーチ欧州株マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。
(2026年2月27日現在)

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
オランダ	ASMLホールディング	情報技術	5.2
スイス	ロシュ・ホールディング	ヘルスケア	3.4
スイス	ノバルティス	ヘルスケア	3.2
フランス	BNPパリバ	金融	2.2
フランス	トタルエナジーズ	エネルギー	2.1

※MFSインベストメント・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FW新興国株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	97.86
親投資信託受益証券	日本	0.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.06
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus (I20 USD クラス)	97.86
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.08

▶投資対象とする投資信託の現況

■Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス(I20 USD クラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)*
台湾	TAIWAN SEMICOND MANUFG -TSMC	半導体・半導体製造装置	9.9
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.7
中国	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	4.6
中国	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	3.1
韓国	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	2.3

*比率は、Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカスの純資産総額に対する時価の比率です。

※アムンディから入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW日本債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.49
親投資信託受益証券	日本	0.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.28
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	三井住友/FOFs用日本債F (適格機関投資家限定)	98.49
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.23

▶投資対象とする投資信託の現況

■三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内債券マザーファンド(B号)」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	480 2年国債	1.100	2028/01/01	5.8
日本	381 10年国債	2.100	2035/12/20	4.2
日本	183 5年国債	1.600	2030/12/20	3.7
日本	195 20年国債	3.200	2045/12/20	3.2
日本	482 2年国債	1.300	2028/03/01	3.0

■FW米国債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.69
親投資信託受益証券	日本	0.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.23
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	98.69
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.08

▶投資対象とする投資信託の現況

■ブラックロック/FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ブラックロック米国債券マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2026/08/06	0.000	2026/08/06	5.8
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2026/06/04	0.000	2026/06/04	3.6
アメリカ	UMBS 30YR TBA(REG A) 5.5% 2026/04/13	5.500	2026/04/13	2.8
アメリカ	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2029/01/15	3.500	2029/01/15	2.3
アメリカ	UMBS 30YR TBA(REG A) 4.5% 2026/04/13	4.500	2026/04/13	2.2

※ブラックロック・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW欧州債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.59
親投資信託受益証券	日本	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.30
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ドイツエ/FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	98.59
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.11

▶投資対象とする投資信託の現況

■ドイツエ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ドイツエ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
トルコ	トルコ国債 5.15% 03/10/34	5.150	2034/03/10	0.9
ハンガリー	ハンガリー国債 1.75% 10/10/27	1.750	2027/10/10	0.8
イタリア	イタリア国債 0.85% 01/15/27	0.850	2027/01/15	0.8
フランス	フランス国債 4% 10/25/38	4.000	2038/10/25	0.8
イタリア	イタリア国債 2% 02/01/28	2.000	2028/02/01	0.7

※ドイツエ・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FW新興国債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.03
親投資信託受益証券	日本	0.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.87
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコバミューダトラストII-ピムコエマージング ボンドインカムファンドクラス	97.03
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.10

▶投資対象とする投資信託の現況

■ピムコバミューダトラストII-ピムコエマージングボンドインカムファンドクラス

当該投資信託が投資している「ピムコエマージングボンドインカムファンド(M)」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)*
アルゼンチン	REPUBLIC OF ARGENTINA	3.500	2041/07/09	1.6
メキシコ	EAGLE FUNDING LUXCO SARL SR UNSEC REGS	5.500	2030/08/17	1.5
サウジアラビア	GACI FIRST INVESTMENT SR UNSEC REGS	4.875	2035/02/14	1.3
グアテマラ	GUATEMALA GOVT BOND REGS	4.875	2028/02/13	1.3
ブラジル	FED REPUBLIC OF BRAZIL	7.250	2056/01/12	1.2

*比率は、ピムコエマージングボンドインカムファンド(M)の純資産総額に対する時価の比率です。

※パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FWJ-REIT

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.50
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.50
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	98.50
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「J-REITマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	比率(%)
日本	日本ビルファンド投資法人	8.5
日本	日本都市ファンド投資法人	7.5
日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	7.0
日本	日本プロロジスリート投資法人	5.5
日本	大和ハウスリート投資法人	5.4

■FWG-REIT

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.50
親投資信託受益証券	日本	0.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.37
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀/プリンシパルFOFs用 外国リートF(適格機関投資家限定)	98.50
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.13

▶投資対象とする投資信託の現況

■大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「外国リートマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	比率(%)
アメリカ	WELLTOWER INC	8.9
アメリカ	PROLOGIS INC	8.4
アメリカ	EQUINIX INC	7.2
アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	4.2
アメリカ	VENTAS INC	3.8

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FWコモディティ

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.68
親投資信託受益証券	日本	0.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.20
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)	98.68
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.12

▶投資対象とする投資信託の現況

■パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の投資銘柄は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期間	比率(%)
アイルランド	STAR HELIOS	0.000	2026/10/26	50.0
ルクセンブルク	Societe Generale	0.000	2026/09/30	49.4

※パインブリッジ・インベストメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FWヘッジファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.64
親投資信託受益証券	日本	0.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.20
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用日本ブローズ株MN(適格機関投資家限定)	35.32
日本	投資信託受益証券	SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)	34.22
日本	投資信託受益証券	ム子OFs用日本株Pストラテジーベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家限定)	29.09
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.16

▶投資対象とする投資信託の現況

■SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	SUMCO	金属製品	2.9
日本	村田製作所	電気機器	2.6
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	2.5
日本	NTT	情報・通信業	2.2
日本	森永乳業	食料品	2.1

※SOMPOアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「野村日本株IPストラテジー マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	三菱商事	卸売業	4.0
日本	東京海上ホールディングス	保険業	3.2
日本	東京エレクトロン	電気機器	3.0
日本	HOYA	精密機器	2.5
日本	リクルートホールディングス	サービス業	2.5

※野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「日本グロース株MNマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.3
日本	日立製作所	電気機器	2.9
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	2.7
日本	三菱電機	電気機器	2.6
日本	三菱重工業	機械	2.2

■各ファンド共通

▶投資対象とする投資信託の現況

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	88.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11.77
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1370国庫短期証券	0.000	2026/06/22	21.41
日本	国債証券	1353国庫短期証券	0.000	2026/04/06	18.93
日本	国債証券	1359国庫短期証券	0.000	2026/05/07	17.65
日本	国債証券	1364国庫短期証券	0.000	2026/05/25	12.60
日本	国債証券	1371国庫短期証券	0.000	2026/06/29	12.59

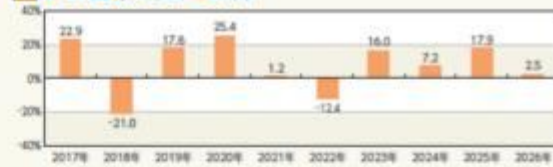
※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

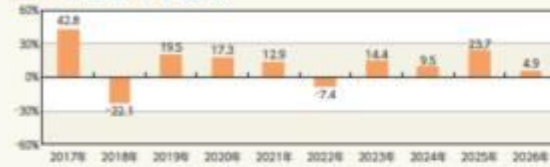
F W日本バリュー株



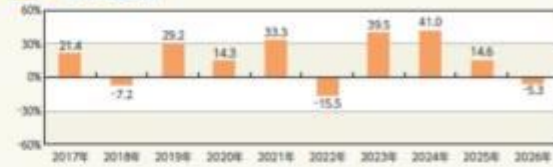
F W日本グロース株



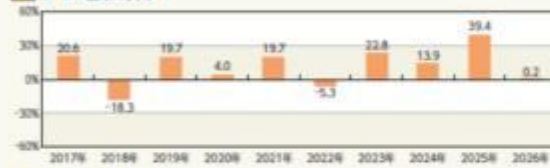
F W日本中小型株



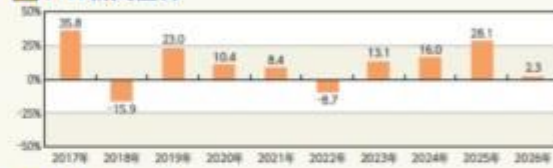
F W米国株



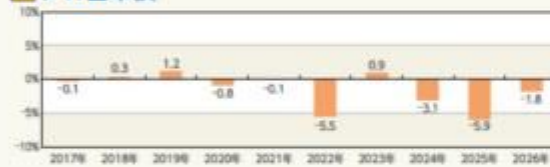
F W欧州株



F W新興国株



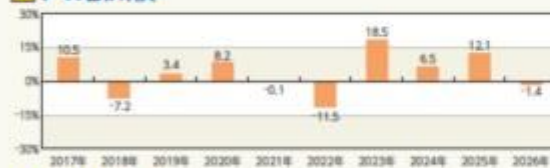
F W日本債



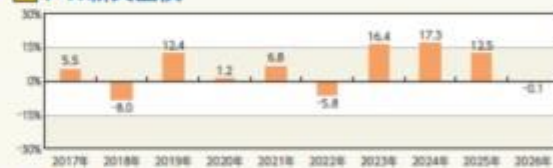
F W米国債



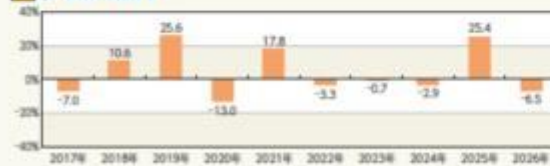
F W欧州債



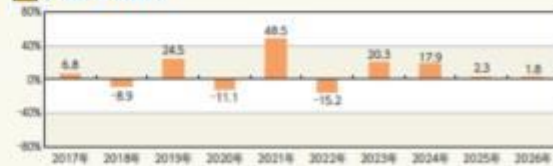
F W新興国債



F WJ-REIT



F WG-REIT



F Wコモディティ



F Wヘッジファンド



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<更新後>

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
F W日本バリュース株	F W日バ	F W米国債	F W米債
F W日本グロース株	F W日グ	F W欧州債	F W欧債
F W日本中小型株	F W中小	F W新興国債	F W興債
F W米国株	F W米株	F WJ-REIT	F W J R
F W欧州株	F W欧株	F WG-REIT	F W G R
F W新興国株	F W興株	F Wコモディティ	F Wコモ
F W日本債	F W日債	F Wヘッジファンド	F W H F

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

第3【ファンドの経理状況】

<追加>

- 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【中間財務諸表】

【S M B Cファンドラップ・日本バリュー株】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	45,739,727	-
コール・ローン	5,882,858,388	6,717,158,136
投資信託受益証券	315,922,672,376	407,618,808,294
親投資信託受益証券	1,002,263	1,005,019
流動資産合計	321,852,272,754	414,336,971,449
資産合計	321,852,272,754	414,336,971,449
負債の部		
流動負債		
未払解約金	266,771,551	347,635,245
未払受託者報酬	46,637,595	62,677,146
未払委託者報酬	279,825,767	376,062,977
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	594,906,613	787,204,348
負債合計	594,906,613	787,204,348
純資産の部		
元本等		
元本	86,548,092,562	96,988,585,257
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	234,709,273,579	316,561,181,844
(分配準備積立金)	127,760,579,835	123,220,802,243
元本等合計	321,257,366,141	413,549,767,101
純資産合計	321,257,366,141	413,549,767,101
負債純資産合計	321,852,272,754	414,336,971,449

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	5,702,546	17,337,467
有価証券売買等損益	24,279,106,491	49,488,393,796
営業収益合計	24,284,809,037	49,505,731,263
営業費用		
受託者報酬	38,732,131	62,677,146
委託者報酬	232,393,007	376,062,977
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	271,954,118	439,569,103
営業利益又は営業損失（ ）	24,012,854,919	49,066,162,160
経常利益又は経常損失（ ）	24,012,854,919	49,066,162,160
中間純利益又は中間純損失（ ）	24,012,854,919	49,066,162,160
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	323,866,391	1,487,490,083
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	136,169,284,662	234,709,273,579
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,616,857,576	43,341,794,376
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,616,857,576	43,341,794,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,882,729,671	9,068,558,188
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,882,729,671	9,068,558,188
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	176,592,401,095	316,561,181,844

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)

1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	86,548,092,562口	96,988,585,257口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.7119円 (1万口当たりの純資産額37,119円)	1口当たり純資産額 4.2639円 (1万口当たりの純資産額42,639円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	76,921,715,579円	86,548,092,562円
期中追加設定元本額	21,184,988,712円	13,757,256,959円
期中一部解約元本額	11,558,611,729円	3,316,764,264円

【S M B Cファンドラップ・日本グロース株】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15,683,517	-
コール・ローン	2,017,150,467	3,268,802,173

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
投資信託受益証券	124,548,026,475	155,674,172,337
親投資信託受益証券	170,663,598	171,132,868
流動資産合計	126,751,524,057	159,114,107,378
資産合計	126,751,524,057	159,114,107,378
負債の部		
流動負債		
未払解約金	106,307,027	133,045,251
未払受託者報酬	17,719,129	24,140,297
未払委託者報酬	106,315,060	144,842,022
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	232,012,916	302,856,550
負債合計	232,012,916	302,856,550
純資産の部		
元本等		
元本	89,730,090,457	100,317,369,375
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	36,789,420,684	58,493,881,453
（分配準備積立金）	22,574,198,738	21,766,934,408
元本等合計	126,519,511,141	158,811,250,828
純資産合計	126,519,511,141	158,811,250,828
負債純資産合計	126,751,524,057	159,114,107,378

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	2,013,433	7,927,502
有価証券売買等損益	188,221,256	16,136,777,735
営業収益合計	186,207,823	16,144,705,237
営業費用		
受託者報酬	15,028,697	24,140,297
委託者報酬	90,172,441	144,842,022
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	106,030,118	169,811,299
営業利益又は営業損失（ ）	292,237,941	15,974,893,938
経常利益又は経常損失（ ）	292,237,941	15,974,893,938
中間純利益又は中間純損失（ ）	292,237,941	15,974,893,938
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	28,353,120	479,200,652
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,872,857,206	36,789,420,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,470,154,343	7,649,435,884
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,470,154,343	7,649,435,884
剰余金減少額又は欠損金増加額	481,475,243	1,440,668,401
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	481,475,243	1,440,668,401
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,540,945,245	58,493,881,453

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	89,730,090,457口	100,317,369,375口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4100円 (1万口当たりの純資産額14,100円)	1口当たり純資産額 1.5831円 (1万口当たりの純資産額15,831円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	69,262,115,834円	89,730,090,457円
期中追加設定元本額	26,634,110,732円	14,044,075,949円
期中一部解約元本額	6,166,136,109円	3,456,797,031円

【S M B Cファンドラップ・日本中小型株】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,310,433	-
コール・ローン	940,238,214	1,208,890,189
投資信託受益証券	56,898,329,442	70,921,030,674
親投資信託受益証券	27,524,472	27,600,156
流動資産合計	57,873,402,561	72,157,521,019
資産合計	57,873,402,561	72,157,521,019
負債の部		
流動負債		
未払解約金	47,318,737	60,452,519
未払受託者報酬	8,743,318	10,731,342
未払委託者報酬	52,460,105	64,388,278
その他未払費用	1,391,923	766,101
流動負債合計	109,914,083	136,338,240
負債合計	109,914,083	136,338,240
純資産の部		
元本等		
元本	19,689,755,809	22,067,510,071
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	38,073,732,669	49,953,672,708
(分配準備積立金)	14,286,045,906	13,777,985,259
元本等合計	57,763,488,478	72,021,182,779
純資産合計	57,763,488,478	72,021,182,779
負債純資産合計	57,873,402,561	72,157,521,019

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	849,283	2,820,443
有価証券売買等損益	1,508,256,837	6,929,014,718
営業収益合計	1,509,106,120	6,931,835,161
営業費用		
受託者報酬	7,161,451	10,731,342
委託者報酬	42,968,993	64,388,278
その他費用	670,892	766,101
営業費用合計	50,801,336	75,885,721
営業利益又は営業損失（ ）	1,458,304,784	6,855,949,440
経常利益又は経常損失（ ）	1,458,304,784	6,855,949,440
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,458,304,784	6,855,949,440
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	24,001,520	155,175,098
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,571,251,041	38,073,732,669
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,311,623,714	6,644,826,050
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,311,623,714	6,644,826,050
剰余金減少額又は欠損金増加額	680,916,610	1,465,660,353
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	680,916,610	1,465,660,353
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	27,636,261,409	49,953,672,708

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)

1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	19,689,755,809口	22,067,510,071口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.9337円 (1万口当たりの純資産額29,337円)	1口当たり純資産額 3.2637円 (1万口当たりの純資産額32,637円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	17,170,190,593円	19,689,755,809円
期中追加設定元本額	5,555,843,184円	3,133,076,108円
期中一部解約元本額	3,036,277,968円	755,321,846円

【S M B Cファンドラップ・米国株】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	37,604,999	-
コール・ローン	4,836,602,531	5,697,906,829

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
投資信託受益証券	269,445,621,967	323,061,135,198
親投資信託受益証券	1,002,560	1,005,316
流動資産合計	274,320,832,057	328,760,047,343
資産合計	274,320,832,057	328,760,047,343
負債の部		
流動負債		
未払解約金	176,635,259	216,165,644
未払受託者報酬	41,842,878	51,230,010
未払委託者報酬	251,057,501	307,380,319
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	471,207,338	575,604,953
負債合計	471,207,338	575,604,953
純資産の部		
元本等		
元本	40,197,352,470	44,942,880,403
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	233,652,272,249	283,241,561,987
（分配準備積立金）	95,522,662,689	92,099,613,901
元本等合計	273,849,624,719	328,184,442,390
純資産合計	273,849,624,719	328,184,442,390
負債純資産合計	274,320,832,057	328,760,047,343

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	4,525,603	14,890,447
有価証券売買等損益	4,997,869,722	19,821,170,639
営業収益合計	5,002,395,325	19,836,061,086
営業費用		
受託者報酬	35,093,294	51,230,010
委託者報酬	210,560,021	307,380,319
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	246,482,295	359,439,309
営業利益又は営業損失（ ）	4,755,913,030	19,476,621,777
経常利益又は経常損失（ ）	4,755,913,030	19,476,621,777
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,755,913,030	19,476,621,777
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	464,805,723	763,196,299
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	154,219,834,122	233,652,272,249
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,295,871,300	39,946,991,784
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,295,871,300	39,946,991,784
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,393,230,344	9,071,127,524
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,393,230,344	9,071,127,524
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	177,413,582,385	283,241,561,987

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	40,197,352,470口	44,942,880,403口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 6.8126円 (1万口当たりの純資産額68,126円)	1口当たり純資産額 7.3023円 (1万口当たりの純資産額73,023円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	32,529,196,222円	40,197,352,470円
期中追加設定元本額	13,184,041,641円	6,297,848,933円
期中一部解約元本額	5,515,885,393円	1,552,321,000円

【SMBCFاندラップ・欧州株】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	11,225,585	-
コール・ローン	1,443,789,245	1,604,217,771
投資信託受益証券	78,523,013,413	100,025,313,733
親投資信託受益証券	91,360,279	91,611,490
流動資産合計	80,069,388,522	101,721,142,994
資産合計	80,069,388,522	101,721,142,994
負債の部		
流動負債		
未払解約金	51,636,755	67,686,852
未払受託者報酬	12,879,318	15,538,090
未払委託者報酬	77,276,122	93,228,817
その他未払費用	1,603,223	828,965
流動負債合計	143,395,418	177,282,724
負債合計	143,395,418	177,282,724
純資産の部		
元本等		
元本	32,206,482,870	36,124,632,291
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	47,719,510,234	65,419,227,979
(分配準備積立金)	25,975,931,574	25,058,487,423
元本等合計	79,925,993,104	101,543,860,270
純資産合計	79,925,993,104	101,543,860,270
負債純資産合計	80,069,388,522	101,721,142,994

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	1,713,081	4,326,166
有価証券売買等損益	6,604,191,572	10,870,655,202
その他収益	5,748,117	5,770,982
営業収益合計	6,611,652,770	10,880,752,350
営業費用		
受託者報酬	11,128,706	15,538,090
委託者報酬	66,772,471	93,228,817
その他費用	776,689	828,965
営業費用合計	78,677,866	109,595,872
営業利益又は営業損失（ ）	6,532,974,904	10,771,156,478
経常利益又は経常損失（ ）	6,532,974,904	10,771,156,478
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,532,974,904	10,771,156,478
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	60,704,476	340,159,126
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	31,073,334,765	47,719,510,234
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,590,007,737	9,106,810,436
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,590,007,737	9,106,810,436
剰余金減少額又は欠損金増加額	894,256,693	1,838,090,043
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	894,256,693	1,838,090,043
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	41,241,356,237	65,419,227,979

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	32,206,482,870口	36,124,632,291口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4817円 (1万口当たりの純資産額24,817円)	1口当たり純資産額 2.8109円 (1万口当たりの純資産額28,109円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	31,526,557,760円	32,206,482,870円
期中追加設定元本額	8,572,854,170円	5,145,951,798円
期中一部解約元本額	7,892,929,060円	1,227,802,377円

【S M B Cファンドラップ・新興国株】

（1）【中間貸借対照表】

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	155,810,398	92,540,007
金銭信託	10,334,469	-
コール・ローン	1,329,177,503	1,892,293,787
投資証券	64,114,311,835	80,530,285,071
親投資信託受益証券	62,229,365	62,400,476
派生商品評価勘定	484,293	77,809
流動資産合計	65,672,347,863	82,577,597,150
資産合計	65,672,347,863	82,577,597,150
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	543,419
未払金	69,038,830	103,548,906
未払解約金	74,325,483	88,902,943
未払受託者報酬	9,446,326	12,511,804
未払委託者報酬	56,678,205	75,071,067
その他未払費用	1,442,802	806,245
流動負債合計	210,931,646	281,384,384
負債合計	210,931,646	281,384,384
純資産の部		
元本等		
元本	30,984,199,040	34,672,152,697
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	34,477,217,177	47,624,060,069
（分配準備積立金）	18,539,139,681	17,868,870,722
元本等合計	65,461,416,217	82,296,212,766
純資産合計	65,461,416,217	82,296,212,766
負債純資産合計	65,672,347,863	82,577,597,150

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	1,267,156	4,717,599
有価証券売買等損益	691,948,908	3,908,920,494
為替差損益	2,166,033,132	4,459,716,731
営業収益合計	2,859,249,196	8,373,354,824
営業費用		
受託者報酬	8,365,302	12,511,804
委託者報酬	50,192,028	75,071,067
その他費用	827,547	925,018
営業費用合計	59,384,877	88,507,889
営業利益又は営業損失（ ）	2,799,864,319	8,284,846,935
経常利益又は経常損失（ ）	2,799,864,319	8,284,846,935
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,799,864,319	8,284,846,935
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	35,018,766	247,959,783
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	19,771,925,522	34,477,217,177
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,804,011,545	6,466,257,009
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,804,011,545	6,466,257,009
剰余金減少額又は欠損金増加額	578,644,038	1,356,301,269

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	578,644,038	1,356,301,269
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	24,762,138,582	47,624,060,069

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	30,984,199,040口	34,672,152,697口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1127円 (1万口当たりの純資産額21,127円)	1口当たり純資産額 2.3736円 (1万口当たりの純資産額23,736円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)	
	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期(2025年9月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	136,762,159	-	137,246,452	484,293
	小計	136,762,159	-	137,246,452	484,293
合計		136,762,159	-	137,246,452	484,293

第20期中間計算期間(2026年3月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	262,445,981	-	261,980,371	465,610
	小計	262,445,981	-	261,980,371	465,610
合計		262,445,981	-	261,980,371	465,610

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	27,617,407,306円	30,984,199,040円
期中追加設定元本額	7,196,705,128円	4,895,488,123円
期中一部解約元本額	3,829,913,394円	1,207,534,466円

【S M B Cファンドラップ・日本債】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	52,439,888	-
コール・ローン	6,744,605,951	6,373,093,008
投資信託受益証券	402,161,017,384	418,017,715,414
親投資信託受益証券	982,548,584	985,250,279
流動資産合計	409,940,611,807	425,376,058,701
資産合計	409,940,611,807	425,376,058,701
負債の部		
流動負債		
未払解約金	492,727,147	444,878,810
未払受託者報酬	64,953,747	68,176,091
未払委託者報酬	389,722,699	409,056,806
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	949,075,293	922,940,687
負債合計	949,075,293	922,940,687
純資産の部		
元本等		
元本	396,461,739,790	423,541,339,848
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	12,529,796,724	911,778,166

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
(分配準備積立金)	2,502,767,232	2,388,538,673
元本等合計	408,991,536,514	424,453,118,014
純資産合計	408,991,536,514	424,453,118,014
負債純資産合計	409,940,611,807	425,376,058,701

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	8,389,413	17,921,863
有価証券売買等損益	14,983,419,877	11,563,004,585
営業収益合計	14,975,030,464	11,545,082,722
営業費用		
受託者報酬	61,181,703	68,176,091
委託者報酬	316,375,104	409,056,806
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	378,385,787	478,061,877
営業利益又は営業損失()	15,353,416,251	12,023,144,599
経常利益又は経常損失()	15,353,416,251	12,023,144,599
中間純利益又は中間純損失()	15,353,416,251	12,023,144,599
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	217,344,439	280,452,944
期首剰余金又は期首欠損金()	30,478,901,592	12,529,796,724
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,484,628,221	718,588,105
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,484,628,221	718,588,105
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,030,564,935	593,915,008
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,030,564,935	593,915,008
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	16,796,893,066	911,778,166

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	396,461,739,790口	423,541,339,848口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0316円 (1万口当たりの純資産額10,316円)	1口当たり純資産額 1.0022円 (1万口当たりの純資産額10,022円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	337,883,958,122円	396,461,739,790円
期中追加設定元本額	85,656,271,300円	46,230,343,532円
期中一部解約元本額	27,078,489,632円	19,150,743,474円

【S M B Cファンドラップ・米国債】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	18,000,163	-
コール・ローン	2,315,108,082	2,524,788,764
投資信託受益証券	148,569,005,974	176,498,115,498
親投資信託受益証券	139,379,371	139,762,620
流動資産合計	151,041,493,590	179,162,666,882
資産合計	151,041,493,590	179,162,666,882
負債の部		
流動負債		
未払解約金	118,604,225	108,443,549
未払受託者報酬	22,092,226	27,459,457
未払委託者報酬	132,553,581	164,756,879
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	274,921,732	301,488,865
負債合計	274,921,732	301,488,865
純資産の部		
元本等		
元本	88,363,468,343	97,496,563,965
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	62,403,103,515	81,364,614,052
(分配準備積立金)	16,119,703,835	15,504,258,751
元本等合計	150,766,571,858	178,861,178,017
純資産合計	150,766,571,858	178,861,178,017
負債純資産合計	151,041,493,590	179,162,666,882

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	2,713,034	6,723,338
有価証券売買等損益	4,066,109,784	11,795,528,760
営業収益合計	4,068,822,818	11,802,252,098
営業費用		
受託者報酬	22,440,051	27,459,457
委託者報酬	134,640,566	164,756,879
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	157,909,597	193,045,316
営業利益又は営業損失 ()	3,910,913,221	11,609,206,782
経常利益又は経常損失 ()	3,910,913,221	11,609,206,782
中間純利益又は中間純損失 ()	3,910,913,221	11,609,206,782
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	120,286,201	332,256,386
期首剰余金又は期首欠損金 ()	48,611,055,592	62,403,103,515
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,705,781,438	10,255,181,822
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,705,781,438	10,255,181,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,408,600,859	2,570,621,681

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,408,600,859	2,570,621,681
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	57,698,863,191	81,364,614,052

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	88,363,468,343口	97,496,563,965口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7062円 (1万口当たりの純資産額17,062円)	1口当たり純資産額 1.8345円 (1万口当たりの純資産額18,345円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	78,041,043,335円	88,363,468,343円
期中追加設定元本額	23,706,600,208円	12,745,613,091円
期中一部解約元本額	13,384,175,200円	3,612,517,469円

【S M B Cファンドラップ・欧州債】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,736,964	-
コール・ローン	866,480,947	926,631,324
投資信託受益証券	53,291,961,783	62,004,280,062
親投資信託受益証券	69,591,896	69,783,252
流動資産合計	54,234,771,590	63,000,694,638
資産合計	54,234,771,590	63,000,694,638
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,222,681	37,977,098
未払受託者報酬	8,381,883	9,776,380
未払委託者報酬	50,291,470	58,658,545
その他未払費用	1,412,098	740,634
流動負債合計	101,308,132	107,152,657
負債合計	101,308,132	107,152,657
純資産の部		
元本等		
元本	34,395,575,162	38,038,155,272
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,737,888,296	24,855,386,709
（分配準備積立金）	7,789,265,619	7,494,705,978
元本等合計	54,133,463,458	62,893,541,981
純資産合計	54,133,463,458	62,893,541,981

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
負債純資産合計	54,234,771,590	63,000,694,638

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	1,134,574	2,509,282
有価証券売買等損益	21,211,411	2,821,071,078
営業収益合計	22,345,985	2,823,580,360
営業費用		
受託者報酬	8,278,924	9,776,380
委託者報酬	49,673,792	58,658,545
その他費用	700,700	740,634
営業費用合計	58,653,416	69,175,559
営業利益又は営業損失()	36,307,431	2,754,404,801
経常利益又は経常損失()	36,307,431	2,754,404,801
中間純利益又は中間純損失()	36,307,431	2,754,404,801
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	6,871,615	96,220,977
期首剰余金又は期首欠損金()	14,775,977,719	19,737,888,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,966,640,744	3,264,860,975
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,966,640,744	3,264,860,975
剰余金減少額又は欠損金増加額	426,113,400	805,546,386
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	426,113,400	805,546,386
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	16,273,326,017	24,855,386,709

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	34,395,575,162口	38,038,155,272口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5738円 (1万口当たりの純資産額15,738円)	1口当たり純資産額 1.6534円 (1万口当たりの純資産額16,534円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	33,119,482,128円	34,395,575,162円
期中追加設定元本額	8,222,606,074円	5,036,829,010円
期中一部解約元本額	6,946,513,040円	1,394,248,900円

【S M B Cファンドラップ・新興国債】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,770,568	-
コール・ローン	742,187,063	1,582,334,798
投資信託受益証券	46,422,891,960	55,952,769,917
親投資信託受益証券	55,963,755	56,117,638
流動資産合計	47,226,813,346	57,591,222,353
資産合計	47,226,813,346	57,591,222,353
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,949,496	36,691,183
未払受託者報酬	6,804,113	8,797,002
未払委託者報酬	40,824,931	52,782,244
その他未払費用	1,313,549	714,527
流動負債合計	78,892,089	98,984,956
負債合計	78,892,089	98,984,956
純資産の部		
元本等		
元本	16,881,000,175	18,913,291,494
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	30,266,921,082	38,578,945,903
(分配準備積立金)	9,306,077,459	8,978,327,149
元本等合計	47,147,921,257	57,492,237,397
純資産合計	47,147,921,257	57,492,237,397
負債純資産合計	47,226,813,346	57,591,222,353

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	898,213	3,387,086
有価証券売買等損益	1,833,011,079	4,298,846,517
その他収益	732,421	-
営業収益合計	1,834,641,713	4,302,233,603
営業費用		
受託者報酬	6,416,009	8,797,002
委託者報酬	38,496,305	52,782,244
その他費用	647,023	714,527
営業費用合計	45,559,337	62,293,773
営業利益又は営業損失 ()	1,789,082,376	4,239,939,830
経常利益又は経常損失 ()	1,789,082,376	4,239,939,830
中間純利益又は中間純損失 ()	1,789,082,376	4,239,939,830
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	51,949,825	125,297,938
期首剰余金又は期首欠損金 ()	21,261,438,383	30,266,921,082
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,163,461,915	5,354,450,448
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,163,461,915	5,354,450,448

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
剰余金減少額又は欠損金増加額	607,396,444	1,157,067,519
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	607,396,444	1,157,067,519
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	25,554,636,405	38,578,945,903

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	16,881,000,175口	18,913,291,494口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.7930円 (1万口当たりの純資産額27,930円)	1口当たり純資産額 3.0398円 (1万口当たりの純資産額30,398円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	14,141,526,424円	16,881,000,175円
期中追加設定元本額	4,365,557,726円	2,673,240,824円
期中一部解約元本額	1,626,083,975円	640,949,505円

【SMB Cファンドラップ・J - R E I T】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,916,657	-
コール・ローン	632,360,438	656,355,258
投資信託受益証券	34,168,185,707	38,598,402,567
親投資信託受益証券	1,002,263	1,005,019
流動資産合計	34,806,465,065	39,255,762,844
資産合計	34,806,465,065	39,255,762,844
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,129,375	33,221,224
未払受託者報酬	5,410,474	6,239,322
未払委託者報酬	32,463,068	37,436,099
その他未払費用	1,480,304	935,810
流動負債合計	68,483,221	77,832,455
負債合計	68,483,221	77,832,455
純資産の部		
元本等		
元本	17,951,145,904	19,996,123,113
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	16,786,835,940	19,181,807,276
（分配準備積立金）	5,660,473,313	5,458,604,694
元本等合計	34,737,981,844	39,177,930,389
純資産合計	34,737,981,844	39,177,930,389

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
負債純資産合計	34,806,465,065	39,255,762,844

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	713,394	1,854,128
有価証券売買等損益	95,189,876	376,327,198
営業収益合計	95,903,270	378,181,326
営業費用		
受託者報酬	4,459,310	6,239,322
委託者報酬	26,756,059	37,436,099
その他費用	668,820	935,810
営業費用合計	31,884,189	44,611,231
営業利益又は営業損失()	64,019,081	333,570,095
経常利益又は経常損失()	64,019,081	333,570,095
中間純利益又は中間純損失()	64,019,081	333,570,095
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	20,765,704	46,400,228
期首剰余金又は期首欠損金()	10,873,653,811	16,786,835,940
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,326,828,205	2,754,399,252
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,326,828,205	2,754,399,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	305,747,085	646,597,783
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	305,747,085	646,597,783
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	11,979,519,716	19,181,807,276

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	17,951,145,904口	19,996,123,113口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9351円 (1万口当たりの純資産額19,351円)	1口当たり純資産額 1.9593円 (1万口当たりの純資産額19,593円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	15,903,184,131円	17,951,145,904円
期中追加設定元本額	4,315,574,471円	2,733,374,148円
期中一部解約元本額	2,267,612,698円	688,396,939円

【S M B Cファンドラップ・G - R E I T】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,541,758	-
コール・ローン	1,098,606,264	1,154,278,109
投資信託受益証券	60,494,895,414	72,796,043,240
親投資信託受益証券	94,720,395	94,980,846
流動資産合計	61,696,763,831	74,045,302,195
資産合計	61,696,763,831	74,045,302,195
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,390,677	47,597,829
未払受託者報酬	9,002,300	11,331,892
未払委託者報酬	54,013,989	67,991,534
その他未払費用	1,475,915	782,107
流動負債合計	105,882,881	127,703,362
負債合計	105,882,881	127,703,362
純資産の部		
元本等		
元本	31,087,874,641	34,571,491,319
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	30,503,006,309	39,346,107,514
(分配準備積立金)	11,154,090,133	10,754,275,842
元本等合計	61,590,880,950	73,917,598,833
純資産合計	61,590,880,950	73,917,598,833
負債純資産合計	61,696,763,831	74,045,302,195

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	1,329,297	3,151,445
有価証券売買等損益	2,182,395,015	5,083,139,688
営業収益合計	2,181,065,718	5,086,291,133
営業費用		
受託者報酬	10,051,321	11,331,892
委託者報酬	60,308,176	67,991,534
その他費用	747,966	782,107
営業費用合計	71,107,463	80,105,533
営業利益又は営業損失 ()	2,252,173,181	5,006,185,600
経常利益又は経常損失 ()	2,252,173,181	5,006,185,600
中間純利益又は中間純損失 ()	2,252,173,181	5,006,185,600
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	16,391,059	149,908,534
期首剰余金又は期首欠損金 ()	28,833,997,732	30,503,006,309
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,923,697,707	5,168,807,779
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,923,697,707	5,168,807,779
剰余金減少額又は欠損金増加額	819,368,697	1,181,983,640

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	819,368,697	1,181,983,640
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	29,669,762,502	39,346,107,514

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	31,087,874,641口	34,571,491,319口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9812円 (1万口当たりの純資産額19,812円)	1口当たり純資産額 2.1381円 (1万口当たりの純資産額21,381円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	29,014,240,315円	31,087,874,641円
期中追加設定元本額	8,919,010,840円	4,680,821,191円
期中一部解約元本額	6,845,376,514円	1,197,204,513円

【S M B Cファンドラップ・コモディティ】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,316,554	-
コール・ローン	297,945,791	376,356,232
投資信託受益証券	18,358,128,722	25,421,570,888
親投資信託受益証券	31,447,199	31,533,669
流動資産合計	18,689,838,266	25,829,460,789
資産合計	18,689,838,266	25,829,460,789
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22,050,552	26,638,979
未払受託者報酬	2,622,366	3,634,923
未払委託者報酬	15,734,391	21,809,758
その他未払費用	776,455	545,144
流動負債合計	41,183,764	52,628,804
負債合計	41,183,764	52,628,804
純資産の部		
元本等		
元本	23,431,257,216	25,929,355,923
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,782,602,714	152,523,938
（分配準備積立金）	2,690,659,764	2,593,448,534
元本等合計	18,648,654,502	25,776,831,985
純資産合計	18,648,654,502	25,776,831,985

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
負債純資産合計	18,689,838,266	25,829,460,789

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	359,320	925,485
有価証券売買等損益	1,610,115,999	4,917,622,203
営業収益合計	1,610,475,319	4,918,547,688
営業費用		
受託者報酬	2,555,168	3,634,923
委託者報酬	15,331,223	21,809,758
その他費用	383,186	545,144
営業費用合計	18,269,577	25,989,825
営業利益又は営業損失()	1,592,205,742	4,892,557,863
経常利益又は経常損失()	1,592,205,742	4,892,557,863
中間純利益又は中間純損失()	1,592,205,742	4,892,557,863
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	29,708,877	88,801,667
期首剰余金又は期首欠損金()	5,146,398,528	4,782,602,714
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,172,624	180,945,723
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	140,172,624	180,945,723
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	503,816,013	354,623,143
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	503,816,013	354,623,143
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,947,545,052	152,523,938

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	23,431,257,216口	25,929,355,923口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 4,782,602,714円	元本の欠損 152,523,938円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7959円 (1万口当たりの純資産額7,959円)	1口当たり純資産額 0.9941円 (1万口当たりの純資産額9,941円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	18,970,585,962円	23,431,257,216円
期中追加設定元本額	7,104,145,988円	3,405,608,905円
期中一部解約元本額	2,643,474,734円	907,510,198円

【S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,128,139	-
コール・ローン	2,588,799,684	2,816,946,310
投資信託受益証券	172,933,691,833	192,104,431,510
親投資信託受益証券	316,912,158	317,783,565
流動資産合計	175,859,531,814	195,239,161,385
資産合計	175,859,531,814	195,239,161,385
負債の部		
流動負債		
未払解約金	149,689,515	236,662,164
未払受託者報酬	26,853,708	30,336,305
未払委託者報酬	161,122,480	182,018,125
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	339,337,403	449,845,574
負債合計	339,337,403	449,845,574
純資産の部		
元本等		
元本	171,753,884,273	186,130,597,283
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	3,766,310,138	8,658,718,528
(分配準備積立金)	3,622,074,456	3,471,384,894
元本等合計	175,520,194,411	194,789,315,811
純資産合計	175,520,194,411	194,789,315,811
負債純資産合計	175,859,531,814	195,239,161,385

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
営業収益		
受取利息	3,243,931	7,567,114
有価証券売買等損益	366,052,234	4,631,583,371
営業収益合計	362,808,303	4,639,150,485
営業費用		
受託者報酬	24,762,223	30,336,305
委託者報酬	148,573,556	182,018,125
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	174,164,759	213,183,410
営業利益又は営業損失 ()	536,973,062	4,425,967,075
経常利益又は経常損失 ()	536,973,062	4,425,967,075
中間純利益又は中間純損失 ()	536,973,062	4,425,967,075
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	5,725,820	110,564,515
期首剰余金又は期首欠損金 ()	2,082,799,624	3,766,310,138
剰余金増加額又は欠損金減少額	206,879,069	747,206,565
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	206,879,069	747,206,565
剰余金減少額又は欠損金増加額	66,670,771	170,200,735
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	66,670,771	170,200,735
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,691,760,680	8,658,718,528

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	171,753,884,273口	186,130,597,283口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0219円 (1万口当たりの純資産額10,219円)	1口当たり純資産額 1.0465円 (1万口当たりの純資産額10,465円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	144,205,496,533円	171,753,884,273円
期中追加設定元本額	40,714,127,088円	21,985,817,383円
期中一部解約元本額	13,165,739,348円	7,609,104,373円

(参考)

「SMBCファンドラップ・日本バリュー株」、「SMBCファンドラップ・日本グロース株」、「SMBCファンドラップ・日本中小型株」、「SMBCファンドラップ・米国株」、「SMBCファンドラップ・欧州株」、「SMBCファンドラップ・新興国株」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・米国債」、「SMBCファンドラップ・欧州債」、「SMBCファンドラップ・新興国債」、「SMBCファンドラップ・J-REIT」、「SMBCファンドラップ・G-REIT」、「SMBCファンドラップ・コモディティ」および「SMBCファンドラップ・ヘッジファンド」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2026年3月25日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,986,755,989
国債証券	5,993,849,900
流動資産合計	7,980,605,889
資産合計	7,980,605,889
負債の部	
流動負債	

未払解約金	13,999,999
流動負債合計	13,999,999
負債合計	13,999,999
純資産の部	
元本等	
元本	7,802,105,279
剰余金	
剰余金又は欠損金()	164,500,611
元本等合計	7,966,605,890
純資産合計	7,966,605,890
負債純資産合計	7,980,605,889

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年3月25日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	7,802,105,279口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0211円 (1万口当たりの純資産額10,211円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2026年3月25日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,330,857,136円
同期中における追加設定元本額	3,766,644,130円
同期中における一部解約元本額	1,295,395,987円
2026年3月25日現在の元本の内訳	
S M B Cファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B Cファンドラップ・J - R E I T	984,252円
S M B Cファンドラップ・G - R E I T	93,018,163円
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B Cファンドラップ・米国株	984,543円
S M B Cファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B Cファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B Cファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B Cファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B Cファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B Cファンドラップ・日本債	964,891,078円
D C日本国債プラス	959,749,290円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円

日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030	27,486円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	332,170,870円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	255,046,822円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号<適格機関投資家限定>	1,398,201,733円
トータルヘッジ用ファンドSMT2号<適格機関投資家限定>	127,610,970円
トータルヘッジ用ファンドSMT3号<適格機関投資家限定>	2,698,064,139円
合計	7,802,105,279円

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

2026年3月31日現在

資産総額	415,577,984,398円
負債総額	271,383,880円
純資産総額(-)	415,306,600,518円
発行済口数	97,263,176,484口
1口当たり純資産額(/)	4.2699円
(1万口当たり純資産額)	(42,699円)

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

2026年3月31日現在

資産総額	158,590,769,833円
負債総額	104,019,174円
純資産総額(-)	158,486,750,659円
発行済口数	100,596,981,930口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.5755円 (15,755円)

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

2026年3月31日現在

資産総額	72,049,816,238円
負債総額	47,715,445円
純資産総額(-)	72,002,100,793円
発行済口数	22,129,179,975口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	3.2537円 (32,537円)

S M B C ファンドラップ・米国株

2026年3月31日現在

資産総額	322,313,813,783円
負債総額	147,878,283円
純資産総額(-)	322,165,935,500円
発行済口数	45,074,896,863口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	7.1473円 (71,473円)

S M B C ファンドラップ・欧州株

2026年3月31日現在

資産総額	102,103,065,827円
負債総額	46,128,017円
純資産総額(-)	102,056,937,810円
発行済口数	36,232,670,717口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	2.8167円 (28,167円)

S M B C ファンドラップ・新興国株

2026年3月31日現在

資産総額	81,437,385,954円
負債総額	160,702,758円
純資産総額(-)	81,276,683,196円
発行済口数	34,774,021,910口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	2.3373円 (23,373円)

S M B C ファンドラップ・日本債

2026年3月31日現在

資産総額	422,080,388,797円
負債総額	443,689,410円
純資産総額(-)	421,636,699,387円
発行済口数	424,510,056,573口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9932円 (9,932円)

S M B C ファンドラップ・米国債

2026年3月31日現在

資産総額	180,256,732,173円
負債総額	97,202,012円
純資産総額(-)	180,159,530,161円
発行済口数	97,774,827,849口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.8426円 (18,426円)

S M B C ファンドラップ・欧州債

2026年3月31日現在

資産総額	62,839,718,349円
負債総額	34,342,389円
純資産総額(-)	62,805,375,960円
発行済口数	38,148,669,318口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.6463円 (16,463円)

S M B C ファンドラップ・新興国債

2026年3月31日現在

資産総額	57,651,210,841円
負債総額	27,015,809円
純資産総額(-)	57,624,195,032円
発行済口数	18,970,182,011口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	3.0376円 (30,376円)

S M B C ファンドラップ・J - R E I T

2026年3月31日現在

資産総額	38,317,408,030円
負債総額	26,890,488円

純資産総額(-)	38,290,517,542円
発行済口数	20,053,785,811口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.9094円 (19,094円)

S M B Cファンドラップ・G - R E I T

2026年3月31日現在

資産総額	73,935,583,783円
負債総額	34,174,579円
純資産総額(-)	73,901,409,204円
発行済口数	34,675,331,387口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	2.1312円 (21,312円)

S M B Cファンドラップ・コモディティ

2026年3月31日現在

資産総額	26,778,269,064円
負債総額	16,969,108円
純資産総額(-)	26,761,299,956円
発行済口数	26,006,400,326口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.0290円 (10,290円)

S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

2026年3月31日現在

資産総額	195,594,390,914円
負債総額	176,762,296円
純資産総額(-)	195,417,628,618円
発行済口数	186,594,387,126口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.0473円 (10,473円)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

	2026年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

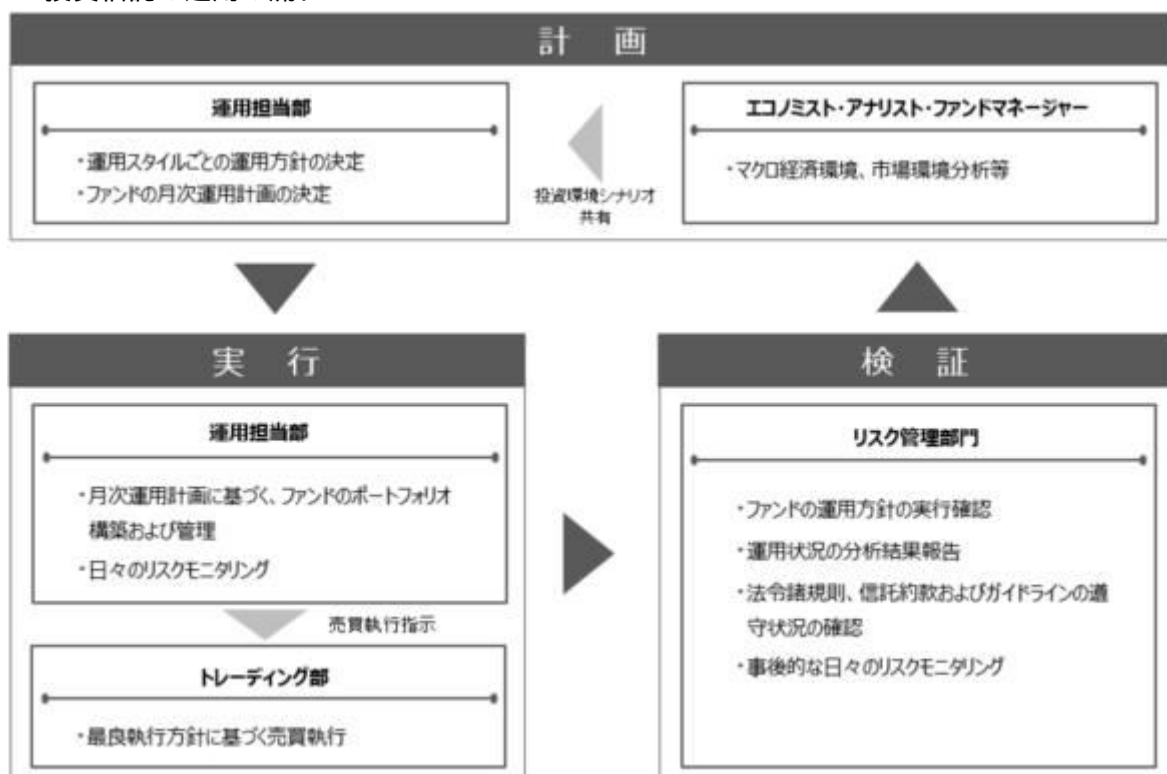
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	652	16,025,379
単位型株式投資信託	67	597,288
追加型公社債投資信託	1	22,143
単位型公社債投資信託	103	138,727
合計	823	16,783,538

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第41期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(単位：千円)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860

未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		-	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん		101,101	511,487
顧客関連資産		2,740,868	2,436,327
電話加入権		9,332,065	7,218,790
商標権		12,706	12,706
		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		716,093	942,908
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産合計		14,095,666	13,446,548
固定資産合計		30,673,957	27,329,857
資産合計		140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787

賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939

法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	1,314,394	162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						

当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正してお

ります。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	-千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資

金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
-----	---------	---------

217,908	5,384	10,829
---------	-------	--------

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産(負債)の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券

評価差額は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社の 子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社の 子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国 テラウエア州 ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	- %	-	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	53,937,844
金銭の信託	34,116,358
顧客分別金信託	500,882
前払費用	727,504
未収委託者報酬	16,723,420
未収運用受託報酬	4,851,189
未収投資助言報酬	163,473
未収収益	73,695
その他	330,074
流動資産合計	111,424,443
固定資産	
有形固定資産	1
無形固定資産	1,669,213
のれん	2,284,057
顧客関連資産	6,941,144
その他	2,453,625
無形固定資産合計	11,678,826
投資その他の資産	
投資有価証券	6,250,413
関係会社株式	1,740,365
繰延税金資産	1,238,016
その他	1,368,456
貸倒引当金	20,750
投資その他の資産合計	10,576,501
固定資産合計	23,924,542
資産合計	135,348,985

負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402
固定負債合計		4,750,119
負債合計		26,446,680
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		24,539,297
利益剰余金合計		24,823,542
株主資本合計		108,919,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		17,183
評価・換算差額等合計		17,183
純資産合計		108,902,305
負債純資産合計		135,348,985

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		40,180,566
運用受託報酬		6,366,522
投資助言報酬		409,564
その他の営業収益		205,942
営業収益計		47,162,596
営業費用		
一般管理費	1	10,188,039
営業利益		6,161,000
営業外収益	2	429,836

営業外費用	3	109,517
経常利益		6,481,320
税引前中間純利益		6,481,320
法人税、住民税及び事業税		2,340,705
法人税等調整額		328,236
法人税等合計		2,012,468
中間純利益		4,468,851

(3)中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						4,674,068
中間純利益						4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059
当中間期変動額					
剰余金の配当	4,674,068	4,674,068			4,674,068
中間純利益	4,468,851	4,468,851			4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71,463	71,463	71,463
当中間期変動額 合計	205,216	205,216	71,463	71,463	133,753
当中間期末残高	24,823,542	108,919,488	17,183	17,183	108,902,305

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762千円
無形固定資産	761,620千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246千円
金銭の信託運用益	127,829千円
為替差益	119,164千円

3. 営業外費用のうち主要なもの

投資有価証券償還損	81,540千円
投資有価証券売却損	3,500千円
投資事業組合運用損	24,256千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,129,267千円
1年超	3,952,434千円
合計	5,081,701千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	34,116,358	34,116,358	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	4,368,086	4,368,086	-
資産計	38,484,445	38,484,445	-

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,356
(2)組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1.金融商品の時価等に関する事項及び2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類してお

ります。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	34,116,358	-	34,116,358
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	4,368,086	-	4,368,086
資産計	-	38,484,445	-	38,484,445

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載していません。

2．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	107,431
小計	975,487	1,082,919	107,431
合計	4,368,086	4,403,705	35,618

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,882,326千円）については、市場価格がないことから、記載していません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業

活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本バリュース株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本バリュース株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本グロース株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本グロース株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本中小型株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本中小型株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・米国株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・米国株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・欧州株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・欧州株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・新興国株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・新興国株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・米国債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・米国債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・欧州債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・欧州債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・新興国債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・新興国債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・J-REITの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・J-REITの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・G-R-E-I-Tの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・G-R-E-I-Tの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・コモディティの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・コモディティの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・ヘッジファンドの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・ヘッジファンドの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。